

第百二十三回国会
衆議院

建設委員会 地方行政委員会 農林水産委員会 商工委員会
通信委員会 土地問題等に関する特別委員会連合審査会議録

第二号

(1101)

平成四年四月二十一日(火曜日)

午前九時五十二分開議

出席委員

建設委員会

委員長 古賀 誠君

理事 片岡 武司君

理事 北村 直人君

理事 渡海紀三朗君

理事 山内 弘君

理事 植竹 繁雄君

理事 木村 守男君

理事 塩谷 立君

理事 野田 実君

理事 光武 顯君

理事 石井 智君

理事 貴志 八郎君

理事 松本 龍君

理事 辻 第一君

地方行政委員会

委員長 中島 衛君

理事 岡島 正之君

理事 古屋 圭司君

理事 谷村 啓介君

理事 小谷 輝二君

理事 石橋 一弥君

理事 中谷 元君

理事 野中 広務君

理事 小川 信君

理事 北沢 清功君

理事 吉井 光昭君

農林水産委員会

委員長 高村 正彦君

理事 岩村卯一郎君

理事 杉浦 正健君

理事 藤瀬 進君

理事 金子徳之介君

理事 東 力君

理事 石橋 大吉君

理事 前島 秀行君

理事 赤城 徳彦君

理事 金子原二郎君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 田中 恒利君

理事 倉田 栄喜君

理事 柳田 稔君

理事 達沢 一郎君

理事 自見庄三郎君

理事 竹村 幸雄君

理事 岩屋 毅君

理事 斎藤斗志二君

理事 大島 章宏君

理事 鈴木 久君

理事 安田 範君

理事 谷垣 慎一君

理事 川崎 二郎君

理事 松浦 昭君

理事 大木 正吾君

理事 赤城 徳彦君

理事 大野 功統君

理事 真鍋 光広君

理事 山下八洲夫君

理事 菅野 悦子君

理事 野野 義彦君

理事 狩野 勝君

理事 萩山 教嚴君

理事 和田 貞夫君

理事 小澤 深君

理事 佐田玄一郎君

理事 西田 司君

真鍋 光広君

小川 信君

奥石 東君

松本 龍君

農林水産大臣 田名部臣省君

通商産業大臣 渡部 恒三君

郵政大臣 渡辺 秀央君

建設大臣 山崎 拓君

自治大臣 塩川正十郎君

国務大臣 東家 嘉幸君

国務大臣 山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

貴志 八郎君

佐藤 泰介君

近江巳記夫君

山本 有二郎君

第一類第十三号(附屬の一)

建設委員会 地方行政委員会 農林水産委員会 商工委員会
通信委員会 土地問題等に関する特別委員会連合審査会議録

平成四年四月二十一日

一

委員外の出席者
労働省職業安定局長 上村 隆史君
建設省建設経済局長 伴 襄君
建設省都市局長 市川 一朗君
建設省河川局長 近藤 徹君
自治大臣官房長 森 繁一君
自治省行政局長 紀内 隆宏君
郵政省通信政策局長 白井 太君
建設大臣官房長 望月 薫雄君
建設省建設経済局長 伴 襄君
建設省都市局長 市川 一朗君
建設省河川局長 近藤 徹君
自治大臣官房長 森 繁一君
自治省行政局長 紀内 隆宏君
農林水産大臣官房長 黒木 敏郎君
農林水産委員会調査室長 山下 弘文君
商工委員会調査室長 辛島 一治君
通信委員会調査室長 杉本 康人君
建設委員会調査室長 杉本 康人君
土地問題等に関する特別委員会調査室長 杉本 康人君
本日の会議に付した案件
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(内閣提出第三四号)
○古賀委員長 これより建設委員会地方行政委員会農林水産委員会商工委員会通信委員会土地問題等に関する特別委員会連合審査会を開会いたします。
内閣提出、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林守君。

○小林守委員 おはようございます。社会党の小林守でございます。本案の審査に地方行政委員会から参加をいたしました。

申すまでもありませんけれども、二十一世紀に向かつて、我が国が国際的な役割を果たしつつ、国民が真に豊かさを実感でき、さまざまなライフスタイルを選択できるような、自由で開かれた生活大國を実現するためには、東京一極集中を是正し、地方が自立的成長の活力を取り戻していくような多極分散型の国土の形成が現下の急務であります。

一昨年の十一月、衆参両院におきましての国会及び政府機関の移転決議を受けて、国土庁長官の私的諮問機関であります首都機能移転問題に関する懇談会は、本年二月、首都機能移転問題の国民世論を喚起し、議論の論点を明確にしておくために、中間とりまとめを発表いたしました。その論点のポイントには、「望ましい国土構造の実現」として、「東京一極集中傾向の是正」では、政治・行政機能と経済機能の分離を挙げていることだろうと考えます。そして、このような空間的な首都機能の分離、分散と同時に、政治・行政機能の中央集権から地方への権限移譲や規制緩和を促進することや、経済機能の地方への移転による新たな経済発展の契機を求めている点にあると考えます。

既に一極集中の経済効率性は限界に達し、生活面では住宅問題、長距離通勤通学、物価高等々の問題が顕在化し、経済面においても、事務所等の入手や維持の困難、そして通勤費の増大、交通渋滞、廃棄物処理、水・エネルギー供給の制約など、経済効率の低下が深刻化している状況にあります。このような状況や背景を考えると、この法案はまさに首都機能移転への序曲であり、生活大國実現への地ならしになるのではないかと期待を寄せるものであります。

そこでまず、総括的な事項について、この法案

に沿って幾つかの点をお伺いいたします。

まず第一点として、この法案の第一条の目的におきましては、「地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域の都市機能と居住環境の向上を図り、産業業務施設を移転、導入し、地方の自立的成長の促進と国土の均衡ある発展に資する、とありますように、この法案は、何よりも地域における地方自治権の主導型の国土政策の推進を立法化することにより大きな意義があると考えられますが、この点について政府全体の認識は一致しておるのでしょうか、一体化されておるのでしょうか、まず第一点、お伺いたします。

○塩川国務大臣 小林さんのお話にございましたように、まさにこれは地方の自治権に独立性を確保するための法案である、私はそう認識しております。

と申しますことは、従来の地域開発法案というものは、振興法案でも同様でございますが、それはいわばトップダウン方式をとっておったのが多かったように思うのでありますけれども、今回はそうではなくして、ボトムアップ方式と申しましょうか、要するに、基本方針はあくまでも政府が決めますよ、しかしながら、これの実施計画なりあるいは地域の指定というものは、知事を中心として地域の方が相談した上で盛りだくさんのものを計画してござい、こういう趣旨でございまして、そして創意工夫を生かして地方の自主性を育てていくという、そういう趣旨がこの第一条の精神を貫いておりますので、私は、そのような認識のもとで、この法案の実施を図っていく努力をしていきたい、こう思っております。

○古賀委員長 三野優美君から関連して質疑の申し出があります。小林君の時間内でこれを許します。三野優美君。

○三野委員 まず小島地方振興局長にお尋ねしますが、あなたは随分学があるんだろと思いが、[無味乾燥]というのはどういう意味なんですか。説明だけでいいよ、ほかのことは要らぬか。

ら。

○小島政府委員 きのうの答弁で私が申し上げましたのは、地域の獨創性といふか創意工夫を凝らす、そういう意味では、何と申しますか、極めて手とり足とりという意味じゃなくて、そういう意味で申し上げたわけでございまして、地方の……(三野委員「無味乾燥」といふのを説明しろというんだ」と呼ぶ)それで、そういう意味で、きのう、私の語彙不足のためにそういう面でも誤解を生じたことを、心からおわび申し上げたいと思っております。

○三野委員 私はあなたに「無味乾燥」という言葉の説明をしてくれ、こう言っているわけですが、私は余り学校へ行っていない、あなたみたいに、だから、ようわからぬものですから、[無味乾燥]というのを教えてもらいたい。

実は私は、間違っていたらいかぬと思っただけ辞書を引いてみた。「無味」といふのは「味が無い」と。「無臭の液体」と書いてあるのです。「単調」にして木偶を模写せしむと想はしむ」もの。「乾燥」とは「湿気や水分がなくなる」と。こう書いてあるわけですね。「無味乾燥」両方通じていることを見ると、「味わいもおもしろみもない」と。また、そのさま。「一話話」、こういう説明があるわけですね。

私はこれをきのう聞いておつてみて、「無味」といふから多分味が無いんだろ、甘みも辛みもないんだろ、においもないんだろ、こう思ったのです。「乾燥」といふから、もう湿気も粘りもないだろうと。

そこでまず頭をひらめいたのは、私は今青山宿舎におるわけですが、前は葬式屋なんですよ。あそこを毎朝歩くのですが、歩いておると、死人を焼いた後の骨がときときある。これは何だろうと思つて調べてみると、さわつてみると、ばらばらになつてしまふ。何だろうと思つたらにおいが無いんですね。乾燥して粘りも何もない。無味乾燥というのは死人を焼いた後の骨みたいなものかな、これだけのう聞いたわけですからいい。

ですか、それは間違いないですか。無味乾燥というのは、そういう私の解釈、間違いないですか。それだけ答えてください。

○小島政府委員 先生のおっしゃるとおりだと思いますが、私がきのう申し上げましたのは……(三野委員「いや、そんなこと聞いておらぬ」と呼ぶ)はい。そういう意味で申し上げたのでございませぬので、大変申しわけなかつたと思っております。

○三野委員 建設大臣、あなたのとこが窓口になつて、六省庁まとめてこの法案を出してきた。この法案は、いいですか、六省庁の大臣が協議をして基本方針を決めてしまふ。基本方針を決めるけれども、他党の賛同であるけれども、倉田委員の質問に対して、その基本方針は無味乾燥なものになるだろう。甘みもにおいも辛みもない、粘りも水気もない、そういうものを我々に審議させて何ですか。あなたも本会議で代表して提案説明した責任がある。どうしますか、これは。そんなもので我々にせいというのはいかしくないやないですか。あなたに聞いていない。大臣に聞いていない。人をばかにしているよ。

○山崎国務大臣 地方振興局長が使われた無味乾燥という意味でございしますが、私は横で聞いておりまして、適切な表現ではないと感じましたが、そのおっしゃっている意味は、基本方針はいろいろと回りくどくトリックをつけて説明するようなものではなくて、その骨子だけあつたりと述べたい、書きたい、そういう意向を述べられたものと解釈をいたしました次第でございします。表現としては、学のある方にしては適切でないということとは、私も感じました次第でございします。

○三野委員 これは委員長に一応お預けしますが、こういうことでこれを審議しろなんて、委員会をばかにしている話なので、委員長で適切な処理をひとつお願いしたいと思ひます。

○古賀委員長 ただいまの三野君の申し出につきまして、後刻速記録を調査の上、理事会にて協議させていただきます。

小林守君。

○小林(守)委員 継続いたします。

先ほど自治大臣の方から御回答いただいたわけでありましても、全体の六省庁の調整機能を持つというものの答弁にもありましたけれども、国土庁が調整機能を持つのだというようなお話を聞きましたので、長官の方からも御回答をお願いしたいと思います。

○東家国務大臣 今、その前に三野先生に聞いておっていただきたいのですが、地方振興局長の申し上げたことはそういう意味にとられた、私はそういう意味にはとりませんでした。そういう内容になってはいけないようなことで、私も今、御質問のようなことになってはいけない、今後そういうことがあつてはならない、そのように今後とも審議、お願い申し上げ、その姿勢で取り組んでいきたいということを、国土庁長官としての決意を改めて申し上げておきます。

なおまた、今回の法案は、地域の創意工夫、そして地方の自立的な成長、なおまた、この計画の作成に当たっては、市町村長、関係の希望する地域の皆さん方のこれからのいろいろな積み重ねの、本庁、各省庁との協議の中でそれを知事が承認するというところに相なっておりますので、今後は、この取り組みにつきましても協議会を設けて、そしてお互いによろしく六省庁が積み重ねの中に、地方の提案される皆さん方と協議を重ねて、きのうも質問がございましたが、地方に押しつけても成功しなかったときは地方の責任にしようというこのことのないように、お互いに責任を持って取り組んでいくというのが基本的な姿勢でございます。

○小林(守)委員 十分連携協議を発揮されまして、しっかりとした体制で臨んでいただきたい、そのように要望を申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、この法案の「目的」の中には、もう一つ重要な観点が含まれていると思っております。

それは、広域の見地から地方拠点都市地域について都市機能の増進と居住環境の向上を図ることによって、その一体的な整備を促進するという点であります。ここに重点を置いて見ますと、この法案は、総合的な地域づくりの法案であるとも言えると思えます。地域づくりの総合調整機能を持つという国土庁や、また、ふるさと創生事業以来、地方自治を基盤とした総合的な地域活性化事業を進めてまいりました自治省に、総合的な地域づくりという観点に立つてこの法案に対する御見解を伺いたいと思っております。

○塩川国務大臣 地方の自立的な成長を図っていくという点、そういう中身を申しますと、この法案のやはり重点を置いておられますのは、産業業務施設を整備していくということが一つの大きいねらいでございますけれども、同時に、まあいわば都市でございます、そういう空間、例えば生活空間としての都市づくり、あるいはまた、教養文化施設としての都市づくり、そういうものもあわせて整備していくということが、この法案の中にもうかがわれております。そして同時に、これはあくまでもその地域におきますところの特定地域の核施設として整備していくものである、こういうことでございますので、おっしゃるような、そういうようなものの総合的な開発をすることによってその地域の中核がつけられていくんだ、この私たちが思うておりました、その趣旨に基づいて努力していくことにいたします。

○小林(守)委員 国土庁長官の方は、いかがですか。

○東家国務大臣 確かに、先日から御質問の中に、いろいろな法律、そして今日までの運用の面において成果の問題が御質問の中にございました。確かに、私はそういう嫌いのあったものもあるやに聞いておりますが、ただしかし、この今日の高成長の中で国際化の中で対応し切れなかった問題が多々あったであろう。しかし、そうしたそれぞれのやはり施策を講じたことによって、一極集中の歯どめがかなりの分野ででき得たことも

事実でございます。だから、今後は、そうした運用の面については、よく重複する面を是正しながら、そして今回のこの法律案がさらに不足の面を充実させながら六省庁が協力し合つて、そして取り組むことが一番重要なこれからの課題だと考えております。

○小林(守)委員 質問の趣旨が少しずれていたのかというふうな受けとめられたのだと思えますけれども、要は広域の見地から一体的な整備を促進するという点に限ってこの法案を見た場合に、まさに広域的な地域社会づくりだというふうな問題をとらえて質問をしたわけでありまして、問題をとらえて質問をしたわけでありまして、これも、これからちょっと角度を変えて少し踏み込んでみたいと思えますが、地方拠点都市地域の指定や整備に際しまして、いわゆる「広域の見地から」というような言葉が何らか重要なところで出てくるわけですね。この「広域の見地」というものがどうも明確になっていないのです。そういう点で、この「広域の見地」というのは、一体的な整備をする冠になっていることとありますから、極めて重要なポイントになろうかと思えますけれども、この「広域の見地」についての定義、または私たちが具体的にどう認識したらいいのか、これらについて、建設省並びに自治省にお伺いをしておきたいと思えます。

○山崎国務大臣 広域的な見地からと申しますのは、当該拠点都市地域、整備地域のみならず、その範囲を超えまた広域という意味でございます。それから、拠点都市地域として整備をいたしましたその効果がより広い範囲に及ぶこと、あるいはより広範囲な地域におきまして拠点都市地域に対する協力を申しますか、そういう見地も含まれているのでございます。例えば、高等教育機関でございますとか、医療、福祉の施設でございますとか、あるいは商業施設でございますとか、そういったものも施設の当該拠点都市地域に含まれておりませんけれども、もっと広範囲な範囲でそういう施設があることによりまして、お互いによりよい効果を与え合つていく、そういうことを

含めて広域的な見地と申しておると思えます。

○小林(守)委員 建設大臣の方から、いわゆる指定地域外も含めた広域の観点から、見地からというふうなお話がございました。自治大臣の方は、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 これは確かに、自分の指定された地域だけがよくないという、そういうものではございませんで、その周辺に及ぼす影響も考慮しなければならぬと思えます。そのためには、その近くに、例えば若者定住促進の緊急プロジェクトとか、あるいは過疎地域あるいは振興山村、それから離島、半島というようなものがその周辺にあるとするならば、そういうものとの連携を密接にすることを地域指定に際しまして考慮しながら計画を立ててもらうべきであらう、こう思っております。そういう地域との共同した振興策を講じていきたい、こう思っております。

○小林(守)委員 「広域の見地」という概念について今明らかにされたわけでありまして、一点、私自身が懸念をしていたところが解明されたというふうな思えます。

そういうことになりましたと、また別の角度から大変大きな問題なり課題が出てくるのではないかと、そのように思うわけでありまして。広域の見地から、今のお話のような広域的な見地から一体的な整備を進めるんだということになりますと、特にこの法案で関連して申しますと、地方拠点都市地域の指定から外れた、それ以外の周辺地域の振興はどう図っていくのか、どう配慮していくのかという課題が出てくるわけでございますけれども、それらについて、今度は建設大臣の方からお願いしたいと思えます。

○山崎国務大臣 拠点都市地域以外の整備の問題でございますが、これは従前どおりそれぞれその地域におきまして地域開発のプランを持っておるのでございますが、そのプランについて建設行政の面で協力できますことは協力してまいりましたし、今後ともその協力を続けまして、その地域の発展にお役に立つてまいりたいと考えておるので

ございます。拠点都市地域の方に重点的に、もちろん建設投資は強化してまいりますけれども、その他の地域が、そのことによって薄まきになるのか、あるいは不均衡を生ずるとか、そういうことが決まらないように、従前どおりの建設行政の取り組みをその他の地域につきましては展開してまいり所存でございます。

○小林(守)委員 わかりました。

それでは、同じような観点に立ちまして、都道府県知事が地方拠点都市地域を指定する際に同じような問題を生ずるのではないかと、そのように思うわけでございます。知事が指定するに際しましては、主務大臣や市町村と協議をするということになっておりまして、これは先ほど自治大臣の申されましたとおり、ボトムアップ方式をとっているというように、とりたいていようなお話でございました。

そういうことになりますから、地方拠点都市地域の指定に際しましては、当然のことながら中央省庁の意向とか、それから、それに絡まう政治的な利害によって指定の地域が利用されたり、左右されてはならないということになるかと思ひます。しかしながら、現実には都道府県知事は、指定に際しまして、一つの県内においてそれぞれの関係市町村同士の、いわゆる広域圏と言っているかどうかかわかりませんが、名乗りを上げてきた広域圏同士の間の綱引きが当然起こってくるのではないかと、そんなふうにも考えられまして、大変困難な政治状況に直面するのではないかと、そのように想定されるわけでありまして、もちろんこの問題について、基本方針等に細かく規定をして国がとやかく示すべきものではない、地方自治の本旨に沿って言うならば、当然そういうことになりましかれども、しかし、現実として、知事は指定に際して地方自治体間の調整に大変苦労するのではないかと、そのように思ひます。

それで、先ほどお話があったように、例えばある県内の地方拠点都市地域の指定、それ以外の地域、同じ県内のそれ以外の地域についてどう配

慮していくのか、どう振興策を講じていくのかという課題が当然出てくるのではないかと、思ひますけれども、この市町村間の、自治体間の都道府県レベルの中における調整のあり方については、どういう方式が考えられるのか、望ましいのか、お示しいただければありがたいと思ひます。

○紀内府委員 御意見のように、確かに知事が地域を指定する際には、県内におきましてさまざまな角度からの意見とか要望等があるものと予想されます。それで、この法案で考えておりますのは、知事が関係市町村と十分協議して、その意見等を集約してまとめた上でいただくということになっております。その際には、地域が持つています客観的な諸条件、御指摘になりましたように、その地域を指定することにより他の地域にどのような効果が及ぶかというような観点、その他、これまでの関係市町村の取り組み方、これまでの圏域行政におけるまとまり、あるいはその実績等々を考慮されるということになると思ひます。最終的にはもちろん総合的な判断のもとに知事が指定される、こういうことになろうかと思ひます。

○小林(守)委員 もう一つ明確ではございませんけれども、これに関連しまして、昨日の論議の中で自治大臣が、指定に際してはボトムアップ方式ということと同時に、政治的にこの指定が利用されてはならないというようなお話もあったわけなんですけれども、私はそういう点では非常に關心を持ってお聞きしたわけでありまして、もう一度その辺について、もう既に各省庁に対して各県から、または各市町村関係者から、陳情合戦が行われているというような状況もありますけれども、それらについてもう一度、自治大臣の一步踏み込んだ、政治的に利用されてはならない、この指定というもののについてはそういうお話がきのうあったわけでありまして、それをもう一度、どういう観点に立って指定をするのかというようなお話を踏み込んでお答えいただければありがたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私はこの施行をする場合に、この法律の施行に際しましてまず考えられることは、知事会の方でこの受け入れに對してどういう考え方をしておられるのかというのを正確にまとめざる必要があるだろうと思ひます。

それだけの各県の知事は、自分のところ、我田引水でいろいろ考えておられますけれども、中央の六省庁、さらに協議しなければならぬ文部あるいは運輸とかいろいろございましょう。そういうところとの間にもっと意思疎通をきちっとすべきだろうと思ひます。そういういたしますと、拠点都市としてふさわしいものは、まずどういう条件をかねておるものが必要なのかというのを羅列して、その基準を明確につくっていく、この基準はいずれは基本方針に書き込まれることだと私は思ひます。でございまして、この段階では中央として、中央六省庁も、それに対してはしっかりとした指導性をやはり発揮しておくべきだ、こう思ひます。

その基準が決まりましたら、各府県がそれを各県内で検討をし、候補地をそれぞれ指定、内定といたしまして、それは全国で合わせたら大変な数でございまして、これを実施していくのにやはり時期を決めていかなければ、一遍に用意で各県に二カ所、八十カ所、そんな無責任な決め方はございせん、で、そういったしますと、これを調整するのは、やはり地方の方が、今度は自主的に地方が相談しなければならぬ。

だから、ただ地方の自治を認めるというだけではなくて、自分から自身も自治の精神を発揮して、そこに、やはりそういうものの順序立てをして、ただかなければならぬ。私の方として、自治省としては、そういうことを施行するに際しまして、単独事業との組み合わせを当然考えていかなければならぬと思ひます。

するのだというところのお話でございました。私は、そういう隣接するところの市町村は、それぞれのふるさと創生あるいは地域づくり推進事業で皆持っておりますから、持たなければならぬ、県がやはり指導していくべきだと思ひます。その場合に、そういう地域に對しては単独事業を、思い切り高度な配慮をして、そういうところが地域指定を受けた地域と共同して振興できるような措置を講じてやらなければいけないのではないかと、こういうふうな計画を我々は話し合つて決めてきておるといふところでございまして、したがって、中央と知事会との間におきまして、この法案の施行に際しまして、全国的にはうわつと燃え上がるようなそういう意欲がなかなか出てこない、そこを出させようとするならば、そういう手続をとっていくべきだ、こう思ひます。

○小林(守)委員 それでは、次に移りたいと思ひます。

既に、広域的な見地から、一体的な整備を行うという観点についてのお話はされたわけでありまして、指定地域内外の周辺農山村漁村地域の整備という観点は、この法案の施行に当たっても見過ごすことのできない課題ではなからうかと、私はそのように思ひます。この法案の中にも、環境への配慮なども触れられておりますけれども、法案の第十七条ではこのように示されております。「国及び地方公共団体は、指定地域に係る第一に規定する整備に際し、当該指定地域内の、これは「内」といふふうになつておりますけれども、私は内外というふうにとらえていたと思ひますが、「指定地域内の農山村漁村の整備の促進及び農林漁業の健全な発展との調和に配慮するものとする。」このように規定をされているわけでありまして。

要は、総合的な地域づくり、町と村との、都市と農山村地域との共存というか、そういう観点からも極めて重要な地域づくりの課題になっている

それから、都会の方から来る方々、こういう方々の住居環境の整備ということを考えて、農村の環境整備というのは私は非常に重要だと思います。あわせて道路、これらが一体となって進むことによって定住する、そういう要素が相当生まれてくるし、住む人がおつて働く場所があれば、

具体的なその地域の広がりにつきましては、その中心になる都市と周辺の市町村との関係がどんなものであるか、あるいは運動圏とか商圏とか住民の日常の生活圏とかあるいは文化圏とか、各種の地域の事情を踏まえながら、一体として整備すべきものとして選ばれるものとならうかと思ひます。

自治省といたしましては、御指摘のように従来から広域市町村圏の仕事を進めてまいっておりま
す。このまとまりなりその施策の実績なりという
ものは、当然考慮されるものというふうに考えて

私ももからするならば、こういう方向については決して否定するものではない、そのように思っているわけがあります。全国にある三千三百の大から小まで大変幅の広いというか、そういう自治体の状況があるわけでありますけれども、しかし、地方分権という角度から考えてみまするならば、人口やエリアの問題、面積の問題、生活圏の問題、さらには財政力等の問題から考えますると、やはりある一定程度の連合化というか共同体化というか、そういうものが進んでいくことが望

そこで、産業業務施設の過度集積地域、これは政令で東京二十三区が指定をされるというようなことでありますけれども、この二十三区に勤めてゐる方々が地方拠点都市地域へ労働力の移動といふ形になるわけであります。さらに、定住化といふことになるわけでありますが、これは企業側まゝうことになるわけであります。従来、従業員にとつたは事業所側が考へてゐるよりは、

では極めて深刻な生活の課題でもあるのだろうと思ひます。そういうことを考えますと、相当のコンセンサスというか、従業員と会社側の十分な協議の上で進められないと、大変大きな労働問題にまで発展する、そういう懸念もあるわけでありまして、それらについて、この地方拠点都市地域への移動と定住促進をどう進めようとしていくのか、通産大臣にお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 答弁の前に、委員長初め、委員の皆さんに感謝を申し上げたいと存じます。きのう、中国出張のお許しをいただきまして、江沢民総書記あるいは李鵬首相、中国要人等と話し合いをし、当面する貿易、環境等の問題について、国益のために極めて重要な話し合いの成果を得ることができましたことを、委員長初め、委員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

御質問の点でございますが、地域の振興を図るに当たっては、地域における魅力ある雇用機会の創出により、若年層を中心とした労働力の地域への定着やUターン・Iターン等の促進を図っていくことが必要であります。

産業業務施設の再配置を促進するに当たっては、以上のような認識に基づいて、単なる産業業務施設の移転や立地促進ではなく、それとともに、地方への業務従事者の円滑な移転や人材定着が図られるよう、今いろいろ御心配をいただきましたが、そのような御心配がないように、労働省等関係省庁と連携を図りながら、通産省としても積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○小林(守)委員 昨日の質疑答弁の中でも確認されたお話でございますが、二十三区内の移転を希望する事業者、これについては約四割がそういう声を持っているというお話がございました。それから、新規卒業者の七割ぐらいはUターンというか、地方圏における就職を希望する、というようなお話もあったわけでありまして、これも問題、移転を希望する事務所の移転希望先、これについてはどういう動向にあるのか、その辺について把握がされているのかどうか、ひとつ伺い

たいと思ひます。

また、あわせて、この事業所や、二十三区内にある事業所や事務所に働く労働者の移動希望、移転をして、それに伴って移動をしてその地域に定住をするというところは、大変な課題だろうと思うのですが、それらについての移動希望などについては、把握されているのかどうか、スムーズにいくのかどうか、大変懸念をしております。また、新たな極めて大きな問題を抱えることになってしまっているわけでありまして、

要は、事務所や営業所だけが移転をして、その従業員なり労働者が移ってこないということになりますと、その労働力は新たにその地域から集めるということになりますと、まさに今度は地域における一極集中と過疎化が進むということになるでしょうし、特に地域産業、地場産業の労働力というものがそこに奪われていくというような大きな問題をもちます。何となく東京二十三区から移って来ないというふうにもなる、この計画は失敗だということにも思ふところのすけれども、それらについて、通産省及び労働省から所見を伺い、また方策についてお伺いしたいと思います。

○鈴木(英三)政府委員 先生御指摘のように、産業業務機能の移転に関しては、やはり働く方々が会社と、企業とともに地方に移転をする、こういう意識を持っていただくことが非常に大事である、と私も認識いたしておるわけでございます。

おっしゃいましたように、現在企業の方でも従業員の立場を考へて地方に移転をする必要があるというふうな機運になってきたところが多々ございます。また、働いている方々の間でもやはり東京の非常に生活環境の悪さというふうなものを意識して、むしろ自然に恵まれ、ある程度の都市機能の集積があるような場所に移転する、あるいは地元に戻りたいというふうな意識も高まってい

るというふうにも私も認識をしておるわけでございます。

そういうことを総合的に勘案いたしまして、今回の産業業務機能の移転政策を御提案させていただきます。ただ、この労働力の定着につきましては、従来から私も地域振興政策、特に産業立地政策におきましては、やはり地域の整備ということと同時に、働く人たちがそこに定着ができるような職場といえます。環境条件の整備が非常に大事だ、そういう観点から産業立地政策を進めさせてきていただきましたけれども、そういう手法をこの業務施設の移転につきましても適用いたしまして、かつ労働省等関係省庁とも十分連携をとりながら、何とか企業とともに働く方々が地方に定着していただけるような、そういう政策にしたいというふうに考えております。

○渡部国務大臣 今政府委員から答弁がありましたが、これは長い間の懸案、いわゆる戦後の日本の急速な発展の中に過疎と過密をつくってしまった。過密に発展した地域の代表がまさに東京、さきに二十三区内であるわけですが、その人たちが、それなら今豊かな生活環境を満喫しているかと申せば、毎日通勤地獄、交通渋滞のいらぬ、あるいは土地が持たない、住宅が持たない、先に希望がない、こういったような不満があるわけでありまして、

また一方、地方は、土地があっても、あるいは豊かな生活環境があっても、若者たちに魅力のある職場がない、定着しない、どんどん東京へ行ってしまふ、まさに今日考へておる内政上の最大の課題に政府全体が各省それぞれの立場の中で取り組んでまいりたいと思ひます。

私も通産省としては、今ここに自治大臣いらっしゃるんですが、まさにふるさと創生経済版というふうなつもりで今までのいろいろなテクノポリスとか新産業都市とかやってまいりましたけれども、そういう中でも今日、過度に東京二十三区内にオフィス機能が集中してしまつて、残念ながら

効果を上げてない面がありますので、今回は思い切つてこの二十三区内に過度に集中しておる業務機能を地方に移転させようということでありまして、先生おっしゃる通りに、そこで働く人たちが喜んでくれるということが前提になりますので、今政府委員から答弁したるもの問題等を片づけて、目的を達成するように努力してまいりたいと思ひます。

○上村説明員 企業の地方の移転につきましては、地域の活性化あるいは労働者の福祉という観点からも基本的には望ましいものだと思います。ただ、ただいま先生からお話がありましたような問題が生ずることも好ましくございませぬので、先ほど通産省の方からもお話がありました。労働省としても、職業安定行政機関、関係施策と十分連携を図りながら、円滑な労働力の需給調整が進むよう努力してまいりたいと思ひます。

○小林(守)委員 法文の中では、第三十三条の移転計画の認定のところに記載されている一項の中に「移転に伴う労働に関する事項」というようなところすべて含まれてしまふわけですから、私も、私はこの中に大きな課題があるというふうには思ひますし、これがこの法案の成否を決めていくような、それほど重大な問題なんだろうというふうにも考えているところでもあります。

それで、実際に各地域で工業団地等を造成して企業を誘致して、そこに従業員が集まってくるわけでありまして、実際にその農山村地域に工業団地を拠点地域として開発して分譲する、もちろん企業はそこに張りついてくるわけでありまして、実際の従業員は県庁所在地に住む、そして一時間ぐらいかけてマイカーで通勤するというようなパターンが非常に多いのです。できるならば、その地域に住んでいただきたいのが、地方自治体の願いなんです。どうしても教育や医療や福祉、そういう点で充実している県庁所在地等に住んで、勤めはその農山村地域につくられた工業団地に勤めに行く、そういうパターンがあるわけ

ですけれども、今度の法案ではそれを是正するという仕組みもあるわけでありますから、ぜひその点に立って強力に定住化促進のための方策を追求していただきたい、そのように思います。

それから、残りが少なくなつてまいりましたので、水資源の計画についてお伺いをしておきたいと思ひます。

東京一極集中を是正して過度に集積した産業業務施設を地方に移転させるということであり、それから、これは東京二十三区を含めまして首都圏の水需給計画の見直しにつながっていくのではないかと、そういうふうにかえていこうと考へております。といひますのは、従来からの水需給計画、水資源開発計画というのは、首都圏、東京一極集中を追認するような形、または加速するような形で取り組まれてきたと言わざるを得ないわけでありまして、東京一極集中を是正するのではなくて、前提にそれを追認するような形で、水が足りないんだ、足りないんだという形で計画が進められてきたわけでありまして、今回の法案というのは、まさにそれではない、基本的な視点に立っての地域づくりというふうな形になるわけでありまして、今日、私の出身県である栃木県でもいろいろと議論を呼んでおります渡良瀬第二貯水池の問題とか、さらには思川水資源開発計画にかかわる南摩ダムの問題、これらについても、要は首都圏の水がめで水資源をどう確保するかという観点から取り組まれてきた計画でありまして、この法案が積極的な形で進められ、そういう形で地方分散が進められるならば、やはり水資源の計画というものは変わつてこなければおかしいのではないかと、そのように思ひますし、当然見直しを図られるべきであらう、そのように思ひます。

また同時に、地方拠点都市地域における新たな水需給計画も、これは必要になつてくるんだらうというふうにも思ひますけれども、これらについて、水資源の需給計画等について、開発計画等についての見直しについてお考えがあるのかどうか、なければならぬのではないかとこの観点から

らお聞きしたいと思ひます。

○山内政府委員 お答えいたします。

首都圏の水需給につきましても解決すべき多くの課題がたくさんございまして、私も、全国総合水資源計画及び水資源開発基本計画に基づきまして、平成十二年ごろにおいておむね水需給バランスがとれるよう、ダム等の水資源開発施設の建設を促進することにしたところであります。当面は、これらの計画に沿ひまして、関係省庁と連携を図りながら施策の推進に努めていく考えでございますが、今後とも水需給の見直しにつぎましては、社会情勢の変化等を見守りながら対処してまいりたいというふうにかえております。

○近藤（徳）政府委員 まず、水需給の長期計画につきましても、ただいま国土庁で御説明したとおりでございますが、その計画では平成十二年におきまして水需要百六十九トン毎秒と算定しております。これに対する施設計画としまして、私どもで施設計画を担当するわけでございまして、百三十五トンまでは手当ての見込みがございまして、現時点におきましても供給施設がまだ決定してないものが三十一トンという状況でございます。

そこで、現在、実際の水需給はどうなつていかといひますと、これは年間で申し上げますと、ちよつと時点が違ひますので恐縮でございますが、昭和六十三年度時点におきまして七十五億八千万トンの水需要があつたわけでございまして、ちよつと時点が違ひまして平成三年度、現時点で水需手当てがないのですが、やむを得ず川に、豊水期の水を取水することによつて辛うじて免れている量が十九億四千万トン、約三割、時点の違ひがございまして、約三割が非常に不安定な状況で現在の水供給を補つていこうという状況でございますが、追認という意味は多少あるかと思ひますが、現時点の水需給をとにかく均衡を保たせようというの現在の状況でございまして、その積み上げの上におきましても、今後の社会情勢を見ながら私も適切に対処してまいりたいと存じます。

なお、地域の発展のために必要な水資源は、私も計画的に対応してまいりたいと存じておる次第でございます。

○小林（守）委員 豊かできれいな良質の水が水源地域にいっぱいあるわけでありまして、できるだけそういう地域で豊かな自然環境の中で人間性豊かな生活大圏を実現できる、そういう観点でできるだけ水源をさかのぼつてきていただきたいというところをお話し申し上げまして、質疑を終わりにしたいと思います。

（古賀委員長退席、武藤委員長着席）

○武藤委員長 大田章宏君。

○大田委員 日本社会党の大田章宏でございます。地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案について御質問をさせていただきます。

私は過日、四月二日に本会議でも質問をさせていただきました。また、四月二日に本会議でも質問をさせていただきます。また、四月二日に本会議でも質問をさせていただきます。また、四月二日に本会議でも質問をさせていただきます。

最初に、この法案の目的についてでございますけれども、この法案を考えたといひますか提出するときのきっかけは何か。いわゆるこの東京という都市がもう大変限界にきている、そういうことから、この東京というところを再生するためにか、あるいは東京と地方都市というものの格差が大変激しくなつてきている、地方の方にも活力を与えなければ、そういう観点から地方の活性化というものを力点に置いてこの法案というものができたのかどうか、この件につきましても、この関係六省庁の中でも特にこの法案について取り組んでおられます国土庁と建設省の両大臣に、この件に対しての考えを最初にお伺いしたいと思ひます。

○山崎國務大臣 過密がございましてと過疎がございまして。中央があれば地方があるわけでございまして、どちが先なのか、重点なのかということにはわかに論じがたいところでございまして。ただ、この法案は、国土の均衡ある発展を促すというところから主眼がございまして、そのためには地方の自立的な成長、地域の発展が必要であるというところは、これはもう根幹的なことでございまして、当然その点を重視してまいりたいと考えております。

○東家國務大臣 この法案の目的は、地方の成長を牽引し、地方の定住の核となるような地方拠点地域について機能の増進、居住性の高い環境の整備を図ろうというふうなことで、今回は各省庁がそれぞれの持ち味を生かしながら、ふるさとにどうしても住みたいと言われようようなことの総合的なそういう整備を図っていくというふうなことで、この法案であるわけでございまして。

もちろん、一極集中を是正し、そして、やはり地方の時代に向けてのこれからの全体的な四全総に基づく方向をこれからさらに見出していくために省庁が協調していききたいということが基本でございまして。

○大田委員 いずれにしても、数年前、東京においてはあと十数日雨が降らなければもう東京の水需はかかるといふ時期もありました。そういう意味からいって、水資源の問題あるいはこの東京の空気のエアポリューションの問題から見ても、かなり東京という町は限界にきている。そういう意味から、しかしながら、日本の首都であるこの東京を何とか再生したい、そういう視点からこの法案ができたのかと思うのですが、ぜひ、私ども地方から出てきている議員としては、そういう発想も重要ですが、もっと地方都市をどうしたいか、そういう発想からも、この法案の運用に当たっては御検討をいただきたいと思ひます。

現状について、これは細かい話でありますので、国土庁の局長の方に現状についてお伺いしたいと思います。

○西谷政府委員 国会を含みます首都機能移転の問題、実は国土庁長官の懇談会が去る二月にいわゆる中間報告を提出していただきました。その中では、移転の必要性、それから移転すべき施設の規模、移転の方式、いささか具体的な御提言をいただいております。

私どもとしては、首都機能移転というのは国民生活に非常に重大な影響を及ぼすことでもございまして、この具体的な案を国民の前に提出をいたしまして国民的議論を喚起し、国民全体、各界各層の合意形成を図りながらその推進に努めてまいりたい、このように考えております。

○大島委員 非常に優秀な答弁で私にはよくわからないわけですが、いずれにしてもこの国会移転、やはり抜本的な東京の一極集中の解消のためには、国会が移転すれば官庁街も関係するところも移転するだろうし、それに伴って、また企業等も移転するとは考えておられるのですが、ぜひ本腰を入れてこの問題にまず取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思っております。

二つ目には、国会を取り巻く政府機関の移転の問題であります。きのう私どもの仲間の議員からも御質問されましたけれども、政府機関の移転がなかなか進まない。原則として平成七年までに移転を完了させるという目標を掲げているわけですが、政府機関四十六機関、特殊法人三十機関、自衛隊の十一部隊、職員の合計は二万人を超すという、この昭和六十三年七月の閣議決定された内容の現状について、マスコミの報道によりますと、どうも各省庁とものんびりしているのじゃないか、どうもいま一つ本腰が入っていないのじゃないかということが言われています。

私は、新しい法案をつくって首都機能移転をするということも大変重要だと思うのですが、既に約束をした、既にある問題についてどうしようかと決めたことをきちんとやらすして新しい法律をつくった

としても、なかなか実行されないのではないかと、いつも何か新しいもの、新しいものというけれども、過去に約束したことをきちんとやらせる、これも、私は大変重要な政府としての役割だと思っております。この政府機関の移転の現状について、これも非常に細かい問題でございまして、国土庁の担当局長の方から、政府機関、特殊法人、自衛隊等々のこの閣議決定された内容に基づく現状と、それからそれをどうして入れられようとして

いるのか、あるいはいつまでにその問題を解決したいのか、あるいは関係省庁を呼んでこうしなさいという指示をされるのか、そこら辺の全体的な現状と対策案についてお伺いしたいと思うのですが、

○西谷政府委員 お尋ねの行政機関移転の方は、先ほどと違ひまして既に実行段階にございまして、平成元年の八月に、七十六機関と自衛隊の十一部隊につきまして移転先ないしその候補地を政府部内に取りまとめをいたしました。現段階におきましては、二機関が既に移転済みでございます。それから、十機関と自衛隊の十一部隊、これにつきましては、既に用地取得ないし建物の建築工事を実施中でございます。これについては平成七年度までにおおよそ移転が完了するものと見ております。それから、地方支分部局関係十六機関、これは大宮地区に集約的に移転をいたす予定にいたしておりますが、これについては本年度用地取得に取りかかる段階に入っております。

なお、残る機関につきましては、本年度、平成四年度中に具体的な移転時期なり移転場所を決定する実施計画をつくるということを申し合わせております。すべての機関が平成七年度までに完了するということまで自信はございませんけれども、多くの機関は七年度で完了するということに

に向けて現在推進中でございます。

○大島委員 今の御答弁だと、全く心配は御無用である、着々とやっていると、全く心配は御無用である、私の感覚だと、計画があつて平成四年度までにはこれをしよう、平成五年度までにはこれをしよう、平成六年にはこれをしよう、平成七年にはこれをしよう、その間にフォーローアップ会議をずっとやるとか、そういう具体的なスケジュールを組んで今やっておられますか。

新聞報道なんかによると、調整官庁である国土庁は、各省庁とものんびりしていられないかと思うが、どうもかしこさを隠せない、そういうことをおっしゃっておられる方もおられるのですが、今の御答弁だと、着々とやっています、何の問題もないということなんですが、答弁用の言葉じゃなくて、ここは審議の場ですから、事実を言ってく

ださい。

○西谷政府委員 胸をたたく、絶対大丈夫です、こういうことは申し上げられないと思うのですが、ただ、各省に対して時々会議を開きまして、ぜひその推進をお願いしたいということを申し上げており、また各省庁等とも御協力をいただいているというふうに認識しております。

もちろん、具体的に人を動かす話ですから、問題がないわけではない。一つ一つ問題を詰めていかなければならぬというところはありますけれども、政府全体として見れば、国土庁だけがこのことを一生懸命やって、あとは知らんぷり、こういうことではないと認識しております。

○大島委員 今のお話だと、時々ということが定期的にやっているのかどうかわかりませんが、こういう問題は、なるべく移動したくないのですよ、今が一番いいのですよ、みんな。通勤の問題も住宅の問題もあるから、なるべくだったら、今のままでいいんだ、ずるずると延ばせるのだったら延ばしていきたいというのが、多分大体の人の基本的な感じだと思うのです。したがって、それを今度は移動してもらおうのですから、かなりどこかの省庁が中心となって音頭をとって、毎月一回皆さん集まってください、どうですか、今どうなっているのですか、計画を出してください。では、その問題があらば大臣にも話して、大臣の方からも話してもらいましょうとか、そういう事務局の根回しといえますか、一生懸命そういう下支えする活動がなければ、計画だけ出しただけある

は申し合わせをやったとしても、実際に人間が動くわけですから、あるいは建物が動くわけですから、なかなか今おっしゃったような形にならないのじゃないかと私は思うのです。

多分、今の二回目の答弁で大体半分ぐらい本音が出ていたけれども、そういうものを踏まえてこれからどういうふうにしてやっていくのか、もう一つ踏み込んだ具体的な決意を、少し答弁していただきたいと思います。

○西谷政府委員 弁解がましくなりますが、現に事業に着手中のものであるわけでございまして。残った機関についても、先ほど申し上げたように、これから各省で具体的な御検討をいただくわけですが、国土庁とすれば、先ほど時々と申し上げましたが、頻りに会議を開き、徹底的な要請をし、推進を図ってまいりたい、こう思います。

○大島委員 この問題は平成七年という目標ですから、もう既に四年間ぐらいたつてますね。ちょうど真ん中に来ていますね。政府機関の移転計画が四十六機関中、やっているとのがまだ二機関でしよ。そして特殊法人三十機関の中では十ぐらいますか。特殊法人では十機関ですか。(西谷政府委員「三十一」と呼ぶ)三十。三十のうち具体的にやっているのは十でしよ。三十やっていますか。

そういうことで、人間の一つのあれですが、新しいものには飛び込むのですが、古いものといひますか、約束事についてはどうもいま一つ神経が集中しないのです。したがって私が申し上げたいのは、こういう新しい地方の拠点都市をつくる、あるいは東京の一極集中を何とか解消しようというその趣旨はわかります。趣旨はわかりますが、既に約束したことをきちんとやる、そういう実効ある計画と実際の行動を伴わなかったら、どんなにいい法律をつくっても、これも空文句で終わるのじゃないかということを感じています。その点、国土庁におきまして、それから関係

建設委員会 地方行政委員会 農林水産委員会 商工委員会 第二号

の省庁の皆さんにおかれましても、ぜひ協力していただいて、これも重要な施策の一つでありますし、これもまた移転すれば東京の極集中の解消のために大変役立つものだから、私はぜひ新しい法案だけじゃなくて、この古い閣議決定の問題でも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。この問題一番どが絡んでいくかという建設大臣かなと思うのですが、建設大臣、これをどういうふうにご認識されていくか。政府機関の移転の問題、なかなか進まない。これは建設大臣の所管ではないですか。まあいづれにしても、ぜひ関係大臣とも真剣に取り組んでいただきたいというのを申し上げたいと思っております。

次に、通産省にお伺いしますけれども、これまでいろいろと通産省も地方の産業の支援のために取り組んでこられました。昭和三十年代から四十年代の工業集積ですとか、工業の再配置問題、あるいは五十年代後半のテクノポリス構想など、次々と新しい発想のもとに一生懸命地域の活性化のための法案を提出され、それを実行されているわけですが、先ほどの話じゃないのですかね、これまで提案した法案あるいはその施策と、今回のこの拠点都市地域の整備の法案との整合性といえますか。関連性、これはどういふふうに通産省としては考えておられるのか、大臣にお伺いしたいと思っております。

○渡部国務大臣 今までやってまいりましたことは、主に出发点は、工業を地方に分散させる、さらに技術とか、今先生からも御指摘のありましたように、テクノポリスとかあるいは頭脳立地とかそういうようなことで、できるだけこれは過度に東京に集中しないで、できるだけ地方、全国全体に国土の均衡ある発展を図るための経済の成長というための努力をしてきたわけで、私はそれなりにこれはそれぞれの法律がきょうまで大きな成果を上げておると思っております。

しかし、先ほど若干申し上げましたように、残念ながら業務機能、これは過度にいわたる便利さというものを求めて、京浜工業地帯というより

は、さらに東京、その東京の中の二十三区内に集中する傾向が顕著にあらわれてきた。これをやはり是正していかないと、我々の目的は達せられない。

先生、先ほどから大変御熱心に国会議事堂の移転の問題、お話がありました。全くこれはおっしゃるとおりで、やはりこの行政の中心部が動いていかなければ、ただ頭と尻ぽというような言葉は使っちゃいけないと思っておりますけれども、なかなかこの辺が難しいところではあります。やはり企業にしても、思い切って本社機能を含めて業務機能がもう移転していいじゃないかと。そのために、これは私の分野ではありせんけれども、今後交通高速ネットワークができたあるいは情報通信網でも全国的に便利なネットワークができていけば、先生のところで日立の本社、やはり茨城に行っても何よりいいのではないかと。こういうようなことで、今まで次から次と積み重ねてきた法律、それはそれなりの効果を上げてきて、さらにまた新しい時代の要請にこたえて今回の法律をお願いしているわけでございます。

○大島委員 それでは、通産省が今まで取り組まされてこられたテクノポリス法、頭脳立地法の現状についてお伺いしたいわけですが、過日の本会議での大臣答弁の中で、テクノポリス政策については、現在までに全国の二十六地域について開発計画の承認を行ってきたという答弁がありました。また、頭脳立地政策については、十八地域の集積促進計画の承認を行ってまいりましたという答弁がございましたけれども、この承認を行ったそれぞれの地域が現在どういう形で進んでいるのか、それを担当局長にお伺いしたいと思います。

○鈴木(英)政府委員 通産省といたしましては、この地域開発に当たりましてはやはり産業の実体、経済の実体が地方に根づかなければいけないというところで、そういった面で、雇用の場を創設することが極めて必要、こういう観点から、産業立地政策を推進させていただいておるわけでございます。

昭和四十七年にはいわゆる工業再配置促進法のもとで、立地を極力誘導地域、平たく言えば大都市圏以外に工場の立地を促進するということがやっておりまして、現在敷地面積ベースで言いますと、全国で立地されます工業の約八〇・六％が誘導地域に向かっておるといふようなことで、成果を上げてきたというふうにも認識をしております。

また、御指摘のテクノポリス法でございますけれども、これは五十八年にございまして、御指摘のように二十六地域承認をいたしております。その中で、例えば年平均の立地件数あるいは年平均の敷地面積というものをこのテクノポリスに指定されました前後と比較してみますと、立地件数では年平均で一・七倍、それから敷地面積では二・三倍というふうなことでございまして、全国平均の値が前者では一・五倍、後者では一・六倍というところでございまして、全国平均に比べてもこの集積が進んでおるといふふうにも私も認識をしております。

また、頭脳立地法でございますが、これは昭和六十三年にございまして、現在十九地域、これは最近一地域を承認いたしましたので十九地域になっておりますけれども、六十三年の制定ということ制度発足以来まだ日が浅いわけでございます。評価はさらに先に待たなければいけないというふうにも考えておりますけれども、いろいろな面で各地域でこの頭脳立地についても積極的な取り組みが行われておりまして、特に最近、この頭脳立地の中で業務用地というのを地域公団が造成するわけでございまして、完成した業務用地につきましましてはほとんど満杯の状態である立地が進んでおるといふようなことでございまして、これも順調な立ち上がりをお示しておるのではないかとこのように私も考えておるわけでございます。

もとより、この日本の経済成長を支えてきたのは、物づくりといえますが、技術に裏づけら

れた物づくりでございますので、製造業の地方立地というのにも引き続き私も着実に進めさせていただきたいと思っておりますけれども、なお並行して、最近の問題でございまして産業業務施設の再配置につきまして、今度の新しい法律で積極的に推進をさせていただきたいというふうにも考えておる次第でございます。

○大島委員 いずれにしても、これは相手があることでございまして、そういう国の施策にのっとって移転を決定していただく、これは企業の自主的判断であります。

そういうことから考えますと、こちらからはこういう環境を整えれば移転してくれるだろうという考えでやっているわけではあります。この一つのポイントとして、今こういうテクノポリス構想あるいは頭脳立地構想という、そういう施策に乗って八〇・六％の企業が大体移転をしてきたということなんです。そこで重要なのは、その移転をした企業に例えばアンケート調査をやった、あなたの企業ではどういふポイントで移転を決定しましたか、あるいはどういふ箇所を求めて移転を計画しましたか、そういう、言ってみれば、これから移ろうとする人のアンケート結果も重要でありますけれども、移ってしまっただけの移転をした企業の情報を入手して、そういう情報を検討しながら、この法案の施行に当たっては十分検討しながらやっていくということも、私は重要なポイントじゃないかと思うのですが、そのような追跡調査といえますか、そういうことを通産省として考えておられますか、局長。

○鈴木(英)政府委員 私ども、平成三年の八月に都内の上場九百五十七社に対してアンケートを行って、そのうちで、具体的な移転計画を策定中であるとかあるいは検討中というものが三九％、二百八十八社ございましたけれども、そのほか、既に一部のオフィス機能を移転したものが、これが一五％、八十八社ございました。

それで、こういう企業に対して、どういふ理由で地方移転をしたのですか、こういう質問を発しておりますけれども、その中で大きな要因を

占めておりましたのは、やはり一つは、オフィス
のコストが高くなった、スペースが手狭になった
ということが非常に大きなウエートを占めており
ます。二番目に、従業員の住宅あるいは通勤上の
問題から、やはり地方に展開した方がいいと判断
するということもアンケートの結果明らか
になっておりまして、やはり企業は最近、企業自
体のコストの問題とともに、働く人たちの生活環
境というようなものに対して非常に重大な関心を
払いつつ、そういう戦略の展開を図ろうとしてお
るのかなというところを、私も読み取っておるわ
けでございます。

なお、この種の調査につきましては、引き続き
私もいろいろアンケートとかあるいはシ
ンポジウム等を通じて、企業の動向の把握に
努めてまいりたいというふうに考えております。
○大島委員 そういふアンケート調査もやってい
るといふことでありますが、引き続き、市場調査
というのは大変重要なポイントでありますので、
通産省の方でも各企業のそういう実態について把
握する努力を続けていただきたいと思います。

今通産大臣もそういう企業のアンケート結果等
についてのお話を伺ったと思うのですが、そうい
う実態を踏まえて、今回の法案内容で、東京のこ
の二十三区内にある企業が地方に移転しよう、
そういう決断をするに足りるこの法案内容になっ
ているかどうか、そこら辺を通産大臣にお伺いし
たいと思います。

○渡部国務大臣 二つの面があると思うのです
が、一つは、今東京におる、それよりは地方に移
転した方がいい、こういう考え方を持っていただ
くこと、また、もう一つもっと大事なことは、さ
て、東京から地方に移転しようというときにこれ
を受け入れてくれる、これがまさに拠点都市であ
りますけれども、その条件。

今回、この法律がそれぞれの役所が集まってで
きておるのはそういう意味で、ですから、通産省
だけが叫んでも、やはりこれを受け入れる地域環
境というものを整備していただかなければならま

せんし、自治大臣は恐らくいろいろ答弁されて
おったと思うのですけれども、それぞれの地域に
おいて意欲を燃やして、この東京から移ってくる
機能を、十分に移ってきてよかったというような
条件をつくってやろうという、それぞれの地方団
体で意欲を持っていたことが何よりも大事であ
りましようし、また、建設大臣、郵政大臣がい
らっしゃっておりますけれども、電話料金の問題
などもその一つに入るかと思えますけれども、や
はり地方に移転して十分にその業務を全うでき
るような条件をつくっていく。

そういうことで、これは各省それぞれの持ち場
で、この今や内政上の最大課題になっている問題
を解決しようという意欲と、それを具体的な一つ
の政策にしようというあらわれが、今回の御審議
をいただいております法律であると私は考えておりま
す。

○大島委員 それでは、視点を交えて自治大
臣にお伺いしたいと思います。

この法案の題目には地方拠点都市地域の整備と
いうのがうたわれているわけですが、過日
といえますか、きのう、民間政治協定というの
が行われました、この中で、日本の政治の危機をど
うするかという、そういう内容の議論が行われま
した。

その中で、私は非常に印象深く拝聴したのは、
次のようなある委員からの発言であります。現在
は政治家が地球規模で物事を考えなければならな
い、そういう時代なんだけれども、国会議員が地
方のことをいろいろと、あれをどうしようか、こ
れをどうしようか、そういうことを一生懸命考え
ないと日本全体が動かない、そういうシステムに
なっている。本来は、地方のことは国会でなくて
地方の方で、その状況を勘案しながら思う存分活
動できるような、実施できるような、そういう体
制にすべきじゃないかという、委員からの一つの
意見がありました。

すなわち、これは地方分権の発想だと思いま
す、私も本会議の席上発言しましたけれども、こ

れからは地方の時代だ、地方の時代だという、そ
ういふかけ声は確かに最近はおなくなってきた
したけれども、四、五年前といえますか、そこら
辺の前は大部分そういう声がありました。ところが
が、だんだんそういう声があったとしても、立ち
消えになって、今では、もうしやうがないのか
という、そういうあきらめのような感じのことも
あるのです。

ますますいろいろな状況を見ますと中央集権の
ような感じもしますし、その中で、本会議でも述
べましたように、この法案は知事やあるいは市町
村長に権限をゆだねている、この点は評価するわ
けでありますけれども、やはり自治大臣、私は、
日本の地域の都市の活性化を図るというならば、
地方自治の分権、これをどんどん進めること、そ
れで、あなたの地域で、あるいは北海道で、沖縄
で、それぞれの風土がありますから、その風土に
合った形の町づくりやあるいは文化や伝統芸能も
あります、いろいろなものがあります、それに
合ったことを大いにやりなさいというふうな形
で、私は、大幅な地方分権をすることが、すなわ
ち、この地方都市の活性化といえます、まさに
それにつながるんじゃないか、それが根本的な地
方の活性化のポイントではないかと思うわけであ
りますけれども、自治大臣は、この問題はどの程
度の分権で満足されているのかどうか、あるいは
自治大臣として、これを契機にもっと大胆な地方
分権を行おうという考えがあるのかどうか、それ
を自治大臣にお伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣 御質問のように、私も地方分権
は進めるべきだと思っておりますが、やっとな
まて来たことなものであります。ここへ来る
までがなかなか今までの長いいきさつがございま
す。

それはやはり御存じのように、日本の官庁の仕
組みがそうなのでございいますから、ここ
を政治が解決しないでは行政の問題として取り
上げておつて片づくものじゃない。しかし、私た
ちではできるだけ、この現在のいわば中央集権制
度の中にあっても、少しでも地方へ分権していき

い、地方に権限を移譲していきたい、これは並み
大抵なことじゃございません。何といったって、
中央省庁の役人にしたら、おまんまの種を削って
いくのでございいますから、それは容易なことじゃ
ございません。しかし努力してやっています、
その一つがきょうのこの法案である、こう御認識
いただきたいと思います。

○大島委員 今大臣からお話がありましたけれ
ども、私はそれを断行するのが政治家だと思っ
てですね。官庁は、やはり前に土光さんが官庁街の
行革をやるときに大変抵抗に遭った。いろいろな
形で抵抗があったけれども、一生懸命進めた。民
間の人でさえやっているわけですよ。今の塩川大
臣の御決意といえますか、お考えの一端が示され
ましたけれども、ぜひ政治家としてこれを断行し
ていただきたい。それが私は、日本の地方都市
の、地域の活性化につながるという感じを持ちま
すので、今の御答弁の趣旨に沿って、初志貫徹を
していただきたいことをぜひお願いを申し上げた
いと思います。

次に、ちょっと今の話で、総理大臣は今の地方
分権について次のような答弁をされております。
「これまでも権限移譲、国の関与の是正等に努め
てまいっているところでございまして、」という
答弁をされておりますが、自治省として、これま
で過去五、六年の間どういう地方に対する権限の
移譲がされたのか、局長から御答弁いただきたい
と思います。

○紀内政府委員 地方への権限移譲につきまして
は、従来から地方制度調査会あるいは行革審等か
ら御指摘いただきながら、昭和五十八年に行政事
務の簡素合理化及び整理に関する法律というもの
をつくりましたが、それを初めといたしまして、
四度にわたりました一括整理法というものを
つくってございます。それによりまして、地方への
権限移譲とそれから国の関与の是正、あるいは国
のいわゆる必置規制の是正等に努めてきています
ところでございます。

若干具体的な例を申し上げますと、これらの法

律によりまして、まず昭和六十一年の一括法で見
ていきますと、これは社会福祉事業法について
は、社会福祉法人の設立認可を厚生大臣から知事
におろす、あるいは農業協同組合法につきまして
は、都道府県の区域を地区とする農業協同組合の
設立認可権限を農水大臣から都道府県知事に移譲
する、そういうものがございいます。また、近くは
平成三年の一括法がございいます。ここで農地法
につきまして、二ヘクタールを超える農地等で所
定の地域整備立法に係る施設整備のため計画農地
地区内にあるものについては転用許可権限を大臣
から知事におろす。さらに、都市計画法について
申し上げますと、住宅街区整備事業と第一種市街
地再開発事業に係る都市計画の決定、これにつ
きましては、施行区域の面積が住宅街区整備事業に
つきましては五ヘクタール未満、第一種市街地再
開発事業については一ヘクタール未満のものは市
町村が行うこととされた。

そのような例がございいます。

○大島委員 まだまだ不十分だと思ひますし、先
ほどの大臣の御答弁もありましたので、それを踏
まえてぜひひとつと、地方とも話し合いなが
ら、また、国民の意見も聞きながら分権を進めて
いただきたいということを要望申し上げたいと思
ひます。

次に、先ほど通産大臣からも企業の移転につ
いてのアンケート結果を踏まえた御答弁がありま
したけれども、私は冒頭に申し上げましたとおり、
東京の一極集中のポイントは、高付加価値の情報
の集中にあるという考えを持っております。

そういう意味からいいますと、これは郵政大臣に
お伺いするわけでありますが、いわゆる国会の情
報あるいは常任委員会の情報ですとか産業情報、
そんなものを一括して巨大なデータベースをつ
くっておきまして、東京に一々上がつてなくな
る、あるいは有料の回線使用料等を取ってそのデー
タベースにアクセスすれば、国会の動き、あるいは
官庁街の動き、産業界の最新の情報が入手でき
る、そういうデータベースをつくっておけば、北
海道にいても、九州にいても、最新情報を取り出

せるというので、この法案の趣旨に沿って企業が
移転する決断をする一つの大きなきっかけになる
と私は思うのです。これをどこがやるかといいた
ら、やはり民間の企業といつてもなかなかそれだ
けの情報が集まりませんから、何か国がそういう
巨大な情報データベースをつくって、移転する企
業に有料でサービスする、そういうことも発想と
して必要じゃないかと私は思うのですが、郵政省
として今回のこの法案に当たって支援策をいろ
いろ考えておられますが、そういう支援策について
郵政省として検討されているか、あるいはそうい
うものについてどう考えておられるのか、それを
お伺いしたいと思います。

○渡辺(秀)国務大臣 お答えいたします。

先生がおっしゃいましたように、一番の問題
は、人間社会あるいはまた産業活動、あらゆる面
を考慮してみても、我々は空気と食料というこ
とは当然必要ですが、一番必要なことはやはり情
報である。今の近代人は情報を抜きにしては生活
できない、あるいは産業活動もできない、もちろ
ん文化活動でさえもできない。いろいろなそうい
う分野に行き渡ってきていると思うのです。そ
ういう意味では、今度の拠点法の中でそういう大
規模な、今大島先生おっしゃるような国家とし
て、あるいはまた、そういう大きなデータベース
を提供できるようなものの仕組みということが今
度の拠点法の中で考えられれば、非常にいいな
という感じはいたしますが、しかし、これはまさに
今スタートの段階ですが、時間もございませ
んで多くを語りませんけれども、私は先生がお
っしゃっておられる考え方には同感の意を表し
つつ、今後非常に大きな研究課題としてぜひひとつ
取り組んでみさせていたいただきたい、また、そう
いふ価値のある問題提起であると思っております
ので、ぜひ御指導をいただきたいと思っております。

○大島委員 それから、これは建設省に伺いた
いと思うのですが、この地域の拠点都市をつくる場
合に、往々にして企業の立地ですとか、あるいは
住宅地ということが中心となってしまうわけが
が、とりわけ企業の立地が中心になるのですが、

アメリカの方の工業団地の造成という場合には、
必ず住宅地と、そしてもう一つ、楽しむところ、
公園をつくったりあるいは子供たちのための遊園
地をつくったり、ショッピングセンターをつく
たり、一つの町づくりという観点から工業団地を
造成しているという話をよく聞くのですが、まさ
に私はそういう観点から今回の地方拠点都市の整
備についてもそういうことが必要じゃないかと思
ひます。

いわゆる今の日本の町がなぜ寄せ集めの町に
なってしまうのか。後追的に道路をつくる、後
追的に整備をして整然とした町をつくる、そう
いう傾向があるのです。自然集落的なものを後
から整理するという。そういう観点からすれば、
私は、アメリカやヨーロッパの主流のゾーニン
グ法というのをそろそろ日本も検討すべきじゃな
い。特にゾーニングをして、これは大体住宅地、
これは工業団地、これは商店街しか建てちゃい
けませんよ、ここはこういう公園で建物を建て
ちゃいけませんよという、そういう土地の使用に
制限を加えながら、そして最終的にはこういう
町ができるんだという、そういうアウトライン
を頭に描きながらのゾーニングという手法を導入
すべきではないかと私は思ひます。

さきの大店法の問題についても、このゾーニ
グ法についていろいろその担当の人と話しました
けれども、なかなかゾーニング法という考えには
至りませんでした。なぜ日本でこのゾーニング法
という思考、考え方が取り入れられないのか。い
わゆる土地に対する使用制限が入り込むので、そ
ういう観点からなかなか政府としても踏み切れな
いのかと思うのですが、そろそろ、こういう時
代に入つたんですから、そういう整然とした思考
法を建設省としても取り入れるべきじゃないかと
私は思ひますが、これは建設大臣あるいは局長
かわかりませんが、これは建設大臣あるいは局長
かわかりませんが、そして将来に対する展望につ
いてお伺いしたいと思います。

○市川政府委員 まず、今回、地方拠点都市地域
の整備に当たりまして私ども一番念願してござい

すのは、何といひしても人口流出のポイントで
あります。若者の問題でございまして、若者にとり
まして魅力のある、職住遊学と私も申し上げてお
りますが、そういう生活空間の創造ということがポ
イントになればと思っておりますが、ただいま
の先生のお話を伺いましたら、まことに我
が意を得たりというつもりでございいます。しっ
かりとした町づくりをしていきたいと思っております
ので、

それを進めるに当たりまして、いわゆるゾーニ
ングといったような考え方をなぜ取り入れないの
かというお話でございしますが、基本的には、我が
国も都市計画法という法律がございまして、その
中で市街化区域、市街化調整区域という線引きを
行いまして、その市街化区域の中で用途地域まで
定めております。その用途地域は今八種類の用途地域で
定めておりますが、正直言いますと、欧米諸国に
比べましてちょっときめが粗いのではないかと
いういろいろ反省もございまして今国会に都市計
法の改正も提案させていただいております。そ
ういう用途地域の詳細化とか、そういったような
ことも御提案申し上げております。

そういったようなことも踏まえまして、現行の
都市計画法制度を十分活用していい町づくりをして
まいりたいと思ひますが、ただいま御指
摘のような点につきましても、今後の長期的な課
題としてなおよい制度の構築に向けて努力してま
いりたいと思っております。ありがとうございます。

○大島委員 ありがとうございます。

農林大臣もおいでになっておられるのですが、本
日は農林大臣にもいろいろ農業問題についてお伺
いしようと思つたのですが、時間がなくなつてしま
いました。質問できなかったことをおわびしなが
ら、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○武蔵委員長 吉岡賢治君。

○吉岡委員 日本社会党・護憲共同、通信常任委
員会の吉岡賢治でございます。地方拠点都市地域
の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する

法律案について質問をさせていただきたいと思ひます。

本法法律案は、東京への一極集中の是正と道府県についても過度の集中の加速を抑え、全国に同じようなばらまき型公共事業の配分というものを反省しつつ、六省庁が拠点主義という新しい視点をとり、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資するとの趣旨に理解を示すものであります。

そこで、国土庁に決意のほどをお聞かせいたしたいと思ひます。

その一つは、本法案の最重要課題というのは、過疎過密の解消を図るべき、こういう視点を保持しながらインフラの整備等に努めることだと思ひますが、いかがでしょうか。

○東家国務大臣 まさしく御質問の中身は、私たちの考えているとおりの将来の大きな課題だと考えております。国土政策上重要なこれからの地方の分権、そしてまた地方の活性化、国土の均衡ある発展を期するためのこれからの諸施策に対しては、今回法案でお願いしておりますような、各省庁が一体となって、そしてそうした効率的な面を十分生かしてこれからの活性化の道をさらに前進するように取り組んでいく法律だと私は考えておりますし、このことについては、私たちは、それぞれ重要な問題でありますだけに、決意を新たに取り組んでいくべきだと思っております。

〔武蔵委員長退席、古賀委員長着席〕

○吉岡委員 今決意を述べていただいたわけですが、そうなりますと、御案内のとおり、日本列島を例にとってみますと、太平洋あるいは瀬戸内ベルト地帯では大変な高度都市集積がありますけれども、日本海側には比較的少ない。そういう立場から考えてみますと、日本海国土軸的な発想に立ち、日本の国土軸を変える、こういうくらしいの決意を持たないといふことがないかというように思ふところがございますけれども、国土庁の所見を伺いたいと思ひます。

○小島政府委員 太平洋側と日本海側、御指摘のような問題がございます。今日日本海側の十二府県の先生方、超党派で日本海沿岸振興議員連盟あるいは各県の知事あるいは市町村長さんそれぞれ連盟といふような組織をつくりまして、日本海の国土軸構想というようにものもそれぞれ検討しているように聞いております。

私も国土庁といたしまして、環日本海沿岸地帯のシンポジウム等を日本海側の地域で何方所か開いておりますし、今後とも、今四全総の総点検作業を行っているわけでございますけれども、今先生御指摘のような議論もその中で展開されるのではないかと考えております。

○吉岡委員 構想があるとかいろいろ抽象的なお話があったわけでありまして、私が申し上げておるのは、決意のことと同時に、日本海の国土軸、そういう方向に視点を当てるかどうか、しかとお伺いしたい、こう思っております。

〔古賀委員長退席、北村委員長代理着席〕

○東家国務大臣 先日日本海側に対する今後の取り組み姿勢について私に質問がございました。今後の日本海の役割というものは、やはり対岸近隣諸国との重要な位置づけにもあるわけでございますから、国土軸についても、今それぞれの立場の方々からいろいろ御意見を賜りながらこの作成に努めているところでございますし、今回、この法案が一つの拠点として活発にその地域の発展に寄与することができるよう、私どもも細心を払ってまいりたいというふうに考えております。

もちろん地元とよく協議しながら、御意見を賜りながら、そして皆さん方に、またさらに、日本海側の開発の構想はどうあるべきかということについても地元からの意見も賜っておりますけれども、今後とも一体となって取り組んでまいりたいと思ひます。

○吉岡委員 あえて日本海国土軸という言葉を使わせていただきました。といいますのも、御案内のとおり、環日本海構想というのが今脚光を浴びております。とりわけその中で、中国、そして旧

ソビエト、さらに朝鮮民主主義人民共和国、この三国を流れる図們江流域経済開発、このことが御案内のとおり国連の開発計画、この構構によって過去三回による話し合いが行われている、こういう実情もあるわけでございますから、今日日本海というのは非常に重要な役割を担っていく、こういう視点を十分申し上げたいということもございまして、あえて取り上げておるのでございまして、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

さて、その上でもう一つ国土庁にお尋ねをしたいと思います。

本法案を有効性あるものになさなければならぬ、このように私はつくづく思っているわけであり、ところが、この法案の内容を見てみますと、理念、そして手法、こういうことが目立ちます。大都市集中に対する機能分散の視点というのが希薄ではないかと思われまふ。これでは法案化しなくても、予算措置を十分にすれば対応できるではないかとさえ思ふ部分だつてあるわけであり、また、せっかく誘導すべき指定地域の整備ができても、産業業務の施設の集中する大都市圏から移転がなければ、仏つづつて魂入らず、こういうことにならうかと思ひます。したがって、東京など三大都市圏での大プロジェクトは、政府支援を制限するだとか、あるいは産業業務の施設に対する税だとかあるいは賦課金の導入、これは例でございませうけれども、そういう抑制策を盛り込んでこそ、一体となった発展が求められるのではないかと、このように思ふところでございませうけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○東家国務大臣 国際化の急速な発展と国内経済の中の今日の状況から見ますれば、ややもすると東京に本社を置くことが情報を得やすい、なおまた、国際化の中でも、東京に本社を置くことが、地方から中小企業までが東京にわざわざ本社を置くという傾向が今まで非常に多かったというところが、一極集中のまた原因をもたらしてございませう。もちろん若い人たちに魅力あるということがその原因でもあったわけでございますが、今後関係各省

庁とよく連携しながら、例えばテクノポリス等についても、私ども熊本の場合は非常に成功いたしました。頭脳立地、私どもの地方から東京に来ていた人たちに、特別な住宅の、環境を造りだしてあげた等々の問題で、地方に帰るやすい、働く場を求めやすい環境をつくった、こういうことは、知事としてやはり一つの大きな成果をおさめられたと思っております。

そういうようなことで、今後、やはり住宅地等、よほどの魅力ある環境整備を集团的に行うことによつて、そこに魅力を感じる、そしてまた、いろいろな魅力ある職場というものを一体的に取り組むことによつて、そしてまた、最初申し上げましたそうした情報の問題というものをひたひたするまでやる。これがまさしく六省庁一体となつて、新しい法律の中で地方の活性化を図ろうというところでございませうから、よほど各省庁の行政の立場にありませう皆さん方も決意を新たに、そしてまた、我々主務大臣お互いが連携を図りながら、やはり責任ある法律という以上は、地方の責任、中央の責任という以上は、合意がなければならぬ結果次第では、なすり必要があると思っております。

〔北村委員長代理退席、古賀委員長着席〕

○吉岡委員 建設大臣にお聞きをしたいと思ひます。国勢調査によれば、人口五十万以上の大都市では人口が増、そして五万人以下の中小市町村では人口が減、こういうことになっていませう。私は、地方は中核となる都市に活力がないと、その地域全体が沈滞するといふような考え方を持っている次第でございませう。そうなりますと、災害に強い都市づくりのために、治水計画の推進であるとか、あるいは道路、空港、港湾あるいは鉄道などの交通アクセスを整備する。さらには、大都市と同様の情報の収集と発信可能な情報通信のインフラを整備されなければならぬ。あるいは、多様な文化あるいはイベント、こういうものが経

験できるような施設、さらには、医療や福祉の充実、それと、表情の異なる独自の歴史や地域産業あるいは文化など、個性を持った町づくり、こういうことが必要になってくるであろうというように思っているわけであります。

さてそこで、本法案の二条一項で、地方拠点都市のイメージはどうだろうかということも考えてみますと、解釈によってどこなところでも行けるような気が非常にする、そういう向きがございします。私はあえて先ほども、過密過疎というところに重点を置くべきだと言った、そういう立場からいいまして、地方の住民や若者がまさに二十一世紀に夢を持っていくような具体的なイメージがこれの中で浮かんでこないものであります。

そこで私はもう具体的に聞いてみたいと思うのです。

私は兵庫出身でございます。したがって、兵庫県の例をとると、御案内のとおり、瀬戸内海側というのは人口あるいは都市機能も集積をいたしております。他方、中国山脈を越えて日本海岸側になりますと過疎がまさに進行し、格差は歴然としていると言つて過言ではございません。その但馬地方というのは人口が約二十一万、十八町と、それに古くから中核都市として人口四万八千の豊岡市が存在をしているのであります。しかし、大都市集中の波の中で、中核都市としての活力が失われ、今では人材供給地域、こういうことになっているのではないかと思います。ちなみに、高校卒の就職希望者が現地に残留するのは二〇%台でありますから、あとは全部京阪神に出ていく。もちろん大学に入学される方は別でありますけれども、それぐらいの状況になっているわけです、高齢化社会というのがまさに全国平均より二十年早く来る、こういうような地域になっているわけでありまして、しかし、そういうところで、平成六年に但馬空港の開港であるとか、あるいは但馬の祭典、全国の植樹祭、こういうものが県の努力やあるいは国の御協力もいただきながら計画をされようというところがございます。

そこでお尋ねをしたいのは、豊かな自然の中で産業業務施設の配置を行うとか、あるいは環日本海構想で漁業ネットワークや国連開発計画による図們江流域経済圏、こういうことの計画を視野に入れたところの兵庫県の拠点づくり、あるいは個性ある農業と観光のネットワーク、そして私は帰るのに七時間かかりますから、一番遠いところでもございますから、陸の孤島じゃないかというふうな言われている地域でございしますけれども、交通アクセスと情報通信のネットワークづくり、こういうような自然と高度な都市機能を持つ自立した経済圏あるいは生活圏をつくるということは、この地域について可能であるというように思っているわけでありまして。

私が聞きたいのは、本法案の第二条の定義に合致するということに思うわけですが、どうだと言われると、いや、それは知事が決めるんだというふうにおっしゃると思ひますから、あえてイメージの一つとして指定の対象になり得るのか、このようにお聞きをしたいと思ひます。

〇山崎岡務大臣 委員の郷土愛に燃えた御質問がございまして、それに何と申しますか、委員の情熱におこたえをしたい、そういう気持ちでございしますけれども、まず具体的な地点をお挙げになっての御質問は、まだお答えする段階に、正直申し上げて、入っていないのでございます。

ただ、概括的に申し上げますと、先ほど来委員の御質問をずっと承っておりますが、実は私も日本海国土軸の推進議員連盟のメンバーの一人になっておるのでございます。国勢調査のことをお挙げになりましたが、国勢調査で人口が十八道県で減つておるのでございしますけれども、その多くが実は日本海側に位置しているということも事実でございます。そういう一見地から申しますと、この法案も日本海側に面する各県各拠点都市地域の整備が一つの大きな課題になるだろう、かように考える次第でございます。

そして、日本海国土軸構想を進めるにおきまして、環日本海の開発構想と申しますか、国際的な

開発構想を重視すべきであるとお話になりましたが、それは、これから拠点都市地域を選んていく上に当たりまして一つのポイントになるのではないかと、かように考えるのでございます。

それから、拠点都市地域を基本方針の中でどういったところにするかということが決まっていますと思ひますが、幾つかポイントがございまして、例えば一つは、その当該県の中で現在県庁所在地に人口が集中しておるといふ事態がございしたときに、その一極集中を改める意味で均衡ある県内の開発、発展を図っていくということがございします。

それからもう一つは、拠点都市地域を整備してまいるということは、そこにある程度の集積が既に存在するというのも必要でございまして、全くの白地地域と申しますか、これは都市計画法上の言葉ではなくてイメージで申し上げているわけでございますが、何もないうところに今から新しい都市をつくるということではございしませんで、一定の集積が既にそこに存在しております、ある程度の集中的な、重点的な整備を行えば、県庁所在地の持つていけるような高次都市機能を新しい地域が備えることができるということが、もう一つの条件であらうかと思ひます。

そして、さらに重点的な整備をしていけば、地方の成長の牽引力となり得る可能性を持つていける、あるいは地方定住、人口定住の拠点となり得る、開発の拠点となり得る、いわばそういう条件を持つておるといふことが必要でございまして、それらの観点から県知事が十分検討されまして、市町村とも協議し、あるいは国とも協議をしていただきまして、指定をするということになるかと思ひます。

豊岡市並びにその周辺の地域が拠点都市地域として指定されるかどうかということは、先生みずからがおっしゃったように、これは県知事さんがそうお考えになるかどうかというところに尽きるのでございしますが、空港が新しく開港になるといったようなことは、豊岡市にとりましても将来

に大変明るい要素ではないかと考えておりまして、その御発展を先生の力で大いに図っていかれますことをお祈りいたしまして、答弁にさせていただきます。

〇吉岡委員 建設大臣から大変的を射たといひますか、そういうお話をいただいたところでございしますけれども、何かそう言われますと少し言いたくありませんので、今申し上げますように、兵庫県で言えば瀬戸内の方、例えば姫路だとか加古川、これも有力な候補地ということになるかと思ひます。しかし、その地域というのは、今後この指定をする、しないにかかわらず、都市集積可能な地域であります。むしろ、今申し上げますように、豊岡市というのは小さいですけれども、かつては豊岡県が形成されたことがあるわけで、その地域のまさに中核であります。そういう立場からすれば、十分ではないけれども、今申し上げた回の法案の一つのモデルに――モデルと言ったら語弊がありますから取り消しておきますが、イメージと合致できる可能性は十分あるのではないかと、自分自身で思っております。お聞きした次第でございします。ぜひひとつ、私の方で一言葉に甘えまして建設大臣にもお願いに上がりまして、早急にひとつ御指定の方、深い御理解をいただきまして、心からお願いを申し上げておきたい、このように思っております。

続きまして、自治大臣にお尋ねをしたいと思います。

三十年前から新産業都市建設や最近のリゾート法に見られる発想、これは言うなれば、中央で指定をして都道府県や市町村、こちの方々にトップダウン方式ということになるかと思ひます。そういう手法であったと思ひますが、画一的になりがちで地域の実情にそぐわない部分もあったりして、実効というものがなかなか伴わないという現実もあったのではないかと思います。

そこで、今回、私自身も地方の自主性というものを最大限に尊重することが大切だ、このように思っているわけですが、本法案というの

は、広域行政や一部事務組合に特例を認めたり、財源的にも地方の単独事業への起債を認め、償還は交付税で支援をする、さらに地域指定等は、今もお話がございましたように、知事の方が指定をするというようなことで一定権限を移譲される、こういうようなことが起こっているわけでござい

ます。そこで、私自身は、今申し上げましたように、この地方に権限と自主性というものを広く認める姿勢について、大変前進だというように思っているわけでございます。ところが、十分ひもといてみますと、やはり主要な支援内容、こういうことでいきますと、ひもつき補助金で縛る政府の縦割り行政から脱していないというようにも思うわけであります。

そこで、私は端的にお尋ねしたいと思いが、地方分権の立場から、市町村合併を含む行政政策の強化を図る考えというのは必要ではないだろうか、ふと思ひますけれども、その点について、自治大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○塩川国務大臣 合併の機運が整うてまいりましたならば、それは自治省といたしまして支援いたします。現に、合併の法律も現在施行中でございますので、あらゆる手段を通じて支援し得ると思っております。がしかし、あくまでも地方公共団体は自治権を持っておりまして、その自治を侵すというようなことは我々もやりたくない、もちろんやってはならぬと思っておりますので、したがって、各地方自治体が十分な協議をされまして、意思を住民の意思としてまとめていただくことを期待しております。

○吉岡委員 自治大臣のおっしゃる通りでございますが、無理やり合併とかいうことを進めま

すとか大変な問題になりますけれども、真剣にこれを推し進めていく、お互いが協調し、お互いが話し合い、そしてお互いの地方の特色をつくり上げていくというような周辺の協力がなければなりません。本法律でも言っておられますように、広域行政の推進とか、一部事務組合の特例をつくっていくとか、いわばお互いが協調しやすい、あるいは計画を立てやすいという環境をおつくりになつていけるのは事実でございますから、そういうことの中で住民の皆さんやそれぞれの自治体の皆さんが自発的に一つの市でくっついていこうとか、そういうことが発生した場合のことを、今私が申し上げた主張というのは想定をしておるわけでございまして、そういう意味ではどうでしょう

か。○塩川国務大臣 そういうことに対応するためには、法律の中にも書いてございしますが、一部事務組合で対応するとか、あるいは事業によりましては関係市町村と協議会をつくって執行するとかいうことになるかと思ひます。

私は、計画段階でやはり一部事務組合をつくる

ことが当然であろう、法もこれを奨励しておりますし。ということとは、それによりまして、これもいわば特殊でございしますが、地方公共団体として位置づけられてまいりますので、要するに財政的な措置というものが格段に、明確にとり得ることになりますし、それなりの権限も、調整権限というものが出てまいります。それと、県との間もうまくいくと思ひます。県も場合に

よりましては一部事務組合に参加するであろう。そういったしますと、県の職員の派遣であるとかあるいは県費負担というものも、その組合の財政基盤を強めることにもなりますから、それによつて地域指定された拠点都市地域の整備というものは進んでいく、こういうぐあいには私も期待しております。

取りたいと思ひます。さて、私は通信委員会に所属いたしておりますから、以下郵政大臣にお聞きをしたいと思ひます。郵政省は、本法案に参画することにより、地方拠点都市地域の整備等を通じて東京一極集中は正及び地方振興のためにどのような役割を果たしていかれるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○渡辺(秀)国務大臣 お答えを申し上げますが、産業、国民生活などのあらゆる分野における情報通信の役割というのは、私先ほども申し上げましたが、非常に増大してきている。ある意味では、情報通信施設が不可欠な今日の生活、あるいは産業、文化、教育、あらゆる面に及んでいるのではないかと思ひます。当該地域におきまして情報通信基盤の整備を推進することが、そういう意味において非常に重要な点と郵政省として強く大きく認識をして実は参画いたしましたというのが、一点であります。

この拠点都市地域の電気通信の高度化を促進することによって、第二点目は、先ほど来お話が出て

いるいわゆる一極集中を是正していく、そのために地方の振興を図るということ、そして当該地域における環境整備を促進していくことによつてこの法案の持っている目的を發揮していきたい。関係省庁と大いにいろいろな政策の協調あるいはまた協力をし合いながらメリットを生かしてまいりたいと思ひておりまして、電気通信の高度化のための施策に加えて、既存のさまざまな地域情報化施策も、これまでのいろいろな政策を活用しながら地方拠点地域の整備を推進していきたい。非常に責任と使命に燃えて参画をいたしているというところでございます。よろしくお願ひをいたします。

○吉岡委員 郵政省が本法案に盛り込んでいる措置というのは四十三条に示されておりますが、具体的には、衛星の打ち上げ、いわゆる通信・放送機構に関する業務とそして利便性を高めるといふことで、テレビ会議等が可能な共同利用施設、こ

れを行う第三セクター等事業者に対して通信・放送機構から出資をする、このようにされているわけでありまして。また、十条でうたわれている国の努力義務、こういうものを達成するには、NTT等の民間に要請をするか、郵政省として既存施設の活用、さらに新たな施策への取り組み、こういうことにならうかと思ひます。私は、そういう意味では本法案に盛り込まれているだけでは十分である、そういう立場から、一層の制度の拡充と予算の獲得といひましようか、そういうことが求められるというふうにも思ひますが、どのようにお考えでございまいしょうか。

○白井(太)政府委員 私どもが今般御審議をいた

だいておりますこの法案に参画をさせていただくことになりました契機でございしますが、この二、三年来、私どもとしては情報通信手段を用いて町づくりをするということに力をつけてまいり方がい

いだろうかというところを勉強してまいりましたわけであります。そうした勉強結果も踏まえまして、昨年の段階で来年度予算としていろいろな要求をさせていただきました。その結果が、結論から申し上げますと、今回の法律案に盛り込ませていただいているような内容のものになったわけでござい

ます。したがって、先生がたいま御指摘になりましたように、具体的には四十三条等に書かれておりますように拠点地域において中核施設を整備してこの施設を共同で利用することによって地方の情報通信関係の機能のアップを図らうということとでございます。しかし、そのほかにも、これからの町づくりといひますか、あるいは地域づくりのために情報通信というものを抜きに考えることができないだらう。特にこれから高度情報化社会というう

ような、いわば努力規定ではありませんけれども、そうした国の立場というのをこの法律の中ではつきりさせていたということではないかと考えております。

○吉岡委員 今説明で聞いておりますと、情報通信というものがやはり都市機能の集積の中で非常に重要だという認識から、この法律案作成に当たって郵政省も参画をした、こういう内容であろうかと思うわけでございますが、私は今申し上げておりますのは、言ってみれば、名前だけ出したのかというふうにさえ思うわけであります。情報通信の重要さという認識というものは今非常にわかっていらっしゃるというふうに言いながら、国政の場においてはまだ片隅に追いやられているのかという気さえ私は思うというふうなところがあるわけでございます。

したがって、今申し上げますように、郵政省の立場で今後拠点都市ということになれば、その地域の情報通信が、仮にISDN化等がなされておれば別ですけども、そうでなければ、新たなツールからつくっていくかなきゃならぬ。そしてそこに情報通信の集積をつくっていくかないと、とてもじゃないが、産業業務施設を東京やあるいは大阪、神戸等の大都市から迎えるというふうなことにならない、このように思っております。

そういう立場からいえば、この法律だけでは、確かに文言は十條に書いてあるけれども、その中身というのはいくつかということが問われてくる、こういうふうに思っています。新たな制度なり、そしてまた新たな財源措置なりというものが必要になりはしないかということをお尋ねしておりますので、ひとつその点について積極的なお答えをいただけるならいいと思います。

○白井(太)政府委員 先ほどの吉岡先生のお言葉に関連するわけでございますが、せっかくこの法律を通していただくことができたならば、まさに法律をつくるということが、結果として仏つって魂入れずというふうなことになるないように、この法律の条文を十分念頭に置きまし

て、その精神が本当に具体的に生かされるようなことを私どもとしては積極的に考えてまいりたいと思っております。

○吉岡委員 積極的にやるということだけれども、具体的な問題が出てこないの、あえてまた問わしていただきますけれども、地方拠点都市地域を初め地方の情報化を進めていくには、移動体、この移動体通信、こういうものの不感地域が解消されるということが一つの条件でありましょう。それから、先ほど言いましたように、大都市圏との通信格差を是正していく、こういう視点も必要であります。とりわけ、高度情報化の基盤となるISDN、いわゆる総合デジタル通信網、こういうことを持った情報通信のインフラ、この整備が欠かせない、このように思っているところでございます。

現状では、情報通信基盤の整備というのは、御案内のとおりNTTの民営化を初めとして自由化がなされたわけで、民間にすべてゆだねていくような方向になっているわけであります。したがって、私は、民間活力に期待するということだけでなくて、国として公共投資的な発想に立つて積極的な対策を講ずる考えはないのか、お尋ねをしたいと思っております。

○渡辺(秀)国務大臣 まず最初に、先ほどの局長の答弁に補足をいたします。

既存の、私、前段申し上げましたように、郵政省として施策を行っておりますことを加味しながら、この拠点法に有効にそれが生かされていくように織り込んで施策の実施を図っていくかなきゃならぬということが一つだと思っております。今ほどのお話にもございましたが、ISDNが設備されていない、その地域においては、まさにそこから始まっていかなきゃいかぬということになるわけでありますけれども、しかし、それでは時間もかかり、あるいは予算もかかる。したがって、いわゆる第二都市、第三都市と言われる県内においてのそれらの地域、あるいはテレトピア等の指定されている、テレポートの地域指定されている、そう

いったところが、まずは各省庁の所管大臣を初めそれぞれ政府委員の皆さんにも理解をいただきたい、そこに適応性と、そして将来の期待される可能性の実現を促していくということではないかなと私思っております。先ほどの先生の御指摘を踏まえて、まずはしっかりと政策実現に向けて努力をしたいということが第一点、先ほどの答弁の補足とさせていただきます。

今ほどの御質問でございますが、先ほど来私申し上げておりますように、情報通信の極めて大きな時代になってきた。情報通信基盤の整備に当たって、民間事業者のみでなくて採算性の確保が非常に困難になっている、そういう地域においては公共投資による整備を図らなはいかぬ、これはもう当然のことでございます。民法法とかそういうことで足りておらない、言うならば一極集中という現状を排除するのには、もう喫緊の課題として取り組まなきゃならぬというのが今の法律の趣旨だと思っております。それには我々としては、公共投資というものの対する予算確保、これをぜひひとつ積極的に図って努力をいたしてまいりたい。自動車電話の移動通信サービスなど、どこでもだれでもが使用できる、そういうことを施策の公共投資によって実施をいたしてまいりたいと思っております。あるいはまた電気通信基盤充実臨時措置法による新世代通信網の構築、これらについても、この機会にこれとマッチさせながら積極的に努力をいたしてまいりたい。

最後に私は、特にこの公共投資の予算の面につきまして、今年度は、ここでひとつ御審議いただき、この法案が通過をさせていただきまして、今年度予算案は既に通過していることでもございまして、ぜひこしは、まずは初年度の年として来年度に向けてこの公共投資の予算確保に対して私は一層の充実を努めるべく、概算要求からひとつ積極的な対応をいたしてまいりたいと思っておりますので、よろしくひとつ御指導、御鞭撻をいただきたいと思っております。

○吉岡委員 指定地域を初めとする地域の魅力ある町づくりや産業業務施設の移転を進めるには、東京からの情報収集が、地方から自主的な情報発信ができることが必須条件となります。高度情報通信ネットワークの整備とあわせ、そういう意味ではソフト面も非常に重要だ、このように思うわけでございます。地域の情報発信機能についてどのように郵政省としてお取り組みになるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○白井(太)政府委員 先ほど来大臣もお答えをさせていただきまして新しい通信網の整備は、どちらかというとハードの面の整備でありまして、情報を送ったり、あるいはその情報の中身が利用される皆さんに非常に喜んでいただけるようなものになっていくということが非常に大事なことでございまして、そのハードとソフトの両面が相まって整備されていくということが大変重要なことであるというの、私どもも痛切に感じておるところでございます。

私どもとしてただいま具体的にどんなことをやっておるかということの一つ、二つ申し上げさせていただきますと、一つは、地方におきましてだんだんと情報通信関係の仕事を、そういう仕事に携わる方々の人材が不足しているということが大変大きな問題になっておるようでございます。地方公共団体等の団体を初め一般の民間の企業等におきまして、それぞれの企業活動等がだんだんと情報化されてまいりますと、そうしたものを扱う人が必要になってくるわけであります。これが不足するということ事態が出てくるわけでございます。

そんなことを念頭に置きまして、昨年基盤整備法という法律も通していただきまして、やっとなような法律も通していただく、いわば研修センターのようなものをつくるというところが出てまいりまして、もう既に建築工事等にかかっておりまして、一年後には学校としてオープンできるといようなものが立っておりますが、そう

した面での人材の養成が一つは大変重要でござい
ます。

それから、この人材の養成の中身の一つでもあ
りますが、特にCATVを通じての番組を流すとい
うようなことが現実の場では大変多くなつてま
いりましたので、そうした番組をつくるようなノ
ウハウを持った人を育てるということも大変重要
になってきております。さらに、番組づくりその
ものもなかなか難しいようでございまして、この
面につきましては、ついこの間、今国会で法律案
も成立させていただいておりますので、このよう
な法律を十分生かして、ただいま先生の御指摘も
ありましたような、ソフトの面でのいろいろな充
実を図ることによりまして、積極的に情報が、東
京からだけの一方通行ではなくて、地方からもど
んどん別の地方へ、あるいは東京へと流れるよう
にしていきたいと考えておるところでございま
す。

○吉岡委員 今情報通信のインフラ整備の重要さ
というものを郵政省の方でも十分認識されて今後
努力をする、それはまた、ソフトの面についても
そうだとするようなお話を承ったところでござい
ます。

そこで、国土庁に、長官にお尋ねしたいと思
います。

近年における我が国の経済、社会の情報化の急
速な進展にかんがみれば、国土の均衡ある発展を
図るために情報通信の果たす役割というのは非常
に重要なものだと、認識は一致してい
ると思うのですが、国土政策の立場から、情報通
信基盤の整備についてどのようにお考えなのか。

これは、あえて私は申し上げるまでも、I
SDNの普及というのは、国営のフランスは一〇
〇％、ドイツも一〇〇％なんです。日本はとい
いますと、ともに一九九〇年の統計でございま
すけれども、七六％なんです。それからアメリカで
は、御案内のとおり、分割しました、そういうこ
とのロスの中で、いわゆるISDN化は〇・五％
という実情なんです。したがって、私は、民間に
ゆだねるということが続けていくことによって、

日本の情報通信基盤というものが今後低下をし
ていく、こういう可能性もあると思っているわけ
です。

といいますのは、例えばNTTが会社法に基づ
いて公共性というふうになっておりますけれども
も、その経営があるという状況の中で大変な問題
を起こす可能性があるわけなんです。言うなれば、設
備投資ができない、さらには、世界に冠たる研究
所のその研究費が捻出できないという実情さえ生
まれてくる可能性を持っているわけで、あえて
日本の国土全体をどうお考えになるのか、お聞か
せをいただいております。

○田中(重)政府委員 お答えいたします。

四全総の目標でございまして多極分散型国土の形
成、これを図るために、四全総の構想としてしま
交流ネットワーク構想というのを打ち出してお
ります。これは交通だけではなく、御指摘のよう
に、情報、特にそういう点の交流が重要であるわ
けでございまして。そういう中でありまして、諸機
能を地方に分散したり、あるいは地域の発展を促
すというところで、高度の情報通信体系の全国的な
展開、これは先生御指摘のISDN、要するに短
時間で大量の情報を送付できる、そういったディ
ジタル化が重要であるわけでございまして。

その具体的なインフラ整備の仕方としては、N
T、KDDを初めとする民間部門が中心に推進
されているわけでございまして、そのほかにも、
郵政省では、電気通信格差是正事業として、公共
投資としてもそれを重視して行っている、こうい
う状況だと思っております。

○吉岡委員 国土全体のことではございますが、
今後十分検討いただきたいというようにあえて申
し上げておきます。

最後になりますが、大蔵省にお尋ねをしたいと
思っています。

今まで電気通信のことについて、この拠点都市
整備の関係とあわせてインフラ整備が重要という
ように言ってまいりました。NTTの、あるいは
NCCそのほかの民間にゆだねても限界があるとい
うことを、先ほど申し上げてきたところでござ

います。技術的な分野では問題はないけれども、
先ほど申し上げましたように、経営的な面で行き詰
まっていくなというところになると、研究費や設備投
資、こういうものが限界に来る。既にNTTは、
総括原価主義というところの中で、現行金体系下で
はNCCのシェアの拡大等により深刻な事態を迎
えている。高度情報化社会の到来の中で、情報通
信インフラ整備について真剣に考えていただかな
ければならない現実が来ていると思うのでござい
ます。

さてそこで、郵政省がどのように大蔵省と折衝
されてきたのかわかりませんが、平成四年の郵政
省の予算を見てみますと、一般会計で約三百二十
二億、そのうち宇宙通信の関係が七億、あるいは
宇宙通信技術の研究等が二億、こういうような
ことで、比較的少ない。加えて、産業の設備投
資、いわゆる産特会計ですね、この関係で言いま
すと、通信・放送機構への出資が二十三億であ
たり、あるいは格差是正法の関係で二十億ぐら
いがあるという実情で、残りは、要するにNTT株
の売却収入の無利子貸し付け、Aタイプ、Bタイ
プ、Cタイプとある、そのCタイプの中の七百
億、その内数で百億ぐらゐが使われている程度
だ。先ほど郵政大臣の方からお話があったいま
したが、これからインフラ整備については限界が
来ることをやはり想定をし、それに沿った予算要
求というのが出てきた場合に、大蔵省としてどの
ようにお考えになるのか、お聞かせをいただき
たい、こう思うわけであります。

○田波政府委員 電気通信の分野におきまして
は、先ほど来委員の方からいろいろお話がござい
ましたような社会経済情勢を踏まえまして、その
ときどきにおいていろいろな施策の重要性を勘案
しながら適切に対処してきたつもりでございま
す。

先ほど三百二十三億というお話がございました
けれども、これも前年度に対して一〇・三％の
増、その前年度も一〇・四％の増ということで
ございまして、私どもといたしましては、厳しい財

政事情の中で予算の確保に努めているつもりで
ございます。なかんずく、その中の物件費におきま
しては、昨年度におきましては一七・三％とい
う、ほかの予算に比べますと非常に高い伸び率を
確保しておるところでございまして。御指摘の点に
つきましては、この法案に盛り込まれておられま
すところのいろいろな支援措置とともに、既存の
情報通信インフラに関するいろいろな支援措置と
効果的に合わせることにによりまして、情報通信基
盤の整備が図られるものと考えております。

○吉岡委員 考えるということでは、郵政
省からの御要求がございまして、それを踏まえ
まして、他の施策との整合性あるいは財政状況等
を勘案しながら、真剣に検討をしていくつもりで
ございまして。

ただ、私はあえて申し上げておきたいと思うの
です。ともすると、財源がない、こういうことに
なってくる可能性がございまして。したがって、N
TT株、この売却益が十兆円ほどありましたね。
先ほど申し上げましたように、国債を返還する、
こういうことでございまして、NTT株の
関係でAタイプ、Bタイプ、Cタイプということ
の中で、いわば公共事業の促進、そういうことを
含めて国の財政を潤してきたのは事実であります。
ところが、NTT株はまだ残っております。
今後売却されるという可能性があるのでありま
す。それから、可能性なしに売却しなければならぬ
わけでありまして、そういう状況から考えて、
とりわけ情報通信のインフラ整備ということに力
を注いでいただくということで予算が組まれるこ
とがあってもいいのではないかと、このように考
えるところでございまして、一言答弁をいた
だきたいと思っております。

○田波政府委員 NTT株式の売却益につきま
しては、委員先ほどおっしゃいましたように、国民
共通の貴重な財産であるということで、国民共通
の負債であるところの国債の償還に充てるという

どうかということが一つ。

関係しますから、四つまとめて申し上げますが、もう一つは通産大臣 昨年のだしか予算の概算要求の時期に、私は北海道の関係の国会議員団と一緒に大臣のところにお伺いをして、その際、立地公署局長もお見えでありましたが、オフィスアルカディアという構想が、お話がございました。私ども、北海道としてはあれはぜひひとつ新年度予算あるいは制度として実現をしてもういたない、北海道に限らず、恐らく党派を超えて全国の政治家たる者が望んでいるのではないか、こういうお話をした記憶があるわけでございます。今回この法案の中にあの構想が全部集約をされたこと

すいわけでございますので、特に交付税の基準財政需要額の算定の際に、この分についての特別な事情を加味した算定基準というものをとれると思っております。その点において我々はやりやすいなという感じがしております。

それと同時に、一部事務組合を含めまして指定されていない周辺地域、一緒におくれないように開発を進めたいと思っておりますので、そういう間においては協議会を積極的につくっていきたい。これの組み合わせによって、そういう今まで余り日に当たらなかったような地域というものを

い、こう思うております。

そこで大事なことは、先ほども建設大臣から、あるいは通産大臣からお話ございましたように、それぞれの省庁でやっていただけのこととはそれなりに私は大いに期待いたしておりますし、それなりの目的を持っておやりになっていただけたと思つておりますが、しかし都市でございます以上は、ただ業務施設だけが都市ではございませぬし、そこには当然生活の場としての都市であり、あるいはまた文化教養の町、特に遊というものを今度非常に重く見ておりますので、そういうものを支えていかなければならぬ。こういうものが複合されてくるわけでございますので、私はそういうソフトの關係の事業というものに対して、格別の単独事業を組み込んでいってもいいのではないかと、こう思うております。

そういうことを組み合わせることによって、人間の住む都市として、あるいはまた適当に遊びのある町としてのそういう特徴を持たせていけると思ひまして、いずれにいたしましても、この法案の一刻も早い実施を期待しておるところでございます。

○東家国務大臣　四全総の基本理念に沿って、今まで国土の均衡ある発展、地方の活性化に取り組んでまいりましたけれども、やはり今日の社会の発展、その中には急速な国際化、そして日本経済の大きな発展の中に、人も企業もそれぞれ東京

に魅力を感じ、その集中が一極化してしまつたといふようなことで今日の事態に至つたわけですが、いろいろの諸施策は一定の役割評価は行われたと思つております。

しかし、現実的には十八県にも及ぶ人口減少県があるという否めない事実、これにどう対処するかという問題は、過去の各県庁が取り組んでまいりましたことの諸策はやはり一体となつて取り組んでいく、そのことが地方の活性化に大なる貢献をいたすということからの発想、すなわち今回そういう六省庁、関係協力省庁も含めて一つの土台ができたわけでございます。その土台は、やはり行政のそれぞれの皆さん方もこれは一体となつて取り組むべきだといふ認識の中に、その土台ができたと思つております。

そしてまた、そこに今基本的な法律という構造用材をやつと組み立てるところまで来た。今日審議いただいております、これから屋根をふき内装をし庭づくりをするとかいふような、具体的なこれからの問題が運用面でもあらうかと思つますから、私も国土庁といたしましては、やはり国土の均衡ある発展のための役割といふものを各省庁の皆さんとよく協議しながら、一体的推進が図れるように取り組んでいく所存でございます。

○中沢委員 今、四大臣からそれぞれお答えをいただきました。四大臣とも総理大臣に匹敵する実力を持つていらっしゃるわけでございますから、そのことをしっかり私は受けとめて、今度の法案こそ今までの反省も含めて、仏をつくつて魂を入れずというそりが絶対出ないよう、我々国会の方も十分注目をし点検をし、場合によっては監視をしたいと思いますので、ひとつ四大臣、肝に銘じてしっかり受けとめてそれぞれ頑張つていただきたい、そのことを改めて申し上げておきたいと思つます。

さて、具体的な内容についてこれからそれぞれの大臣にお尋ねをしたいと思います、予定をしていた項目を全部やりますと恐らく時間が足りないと思つますから、若干抜けるところがあるかも

しれませんがお許しをいただきたいと思いますので。

最初に建設大臣、建設大臣は福岡第一区でございます。私も北海道の四区の産地出身、大臣の選挙区も石炭にそれぞれ関係があるところもある。やややういふ共通的なところがあるし、あるいは大臣は自民党の立場でいうと昨年の過疎法の下水道の知事代行問題で責任者ということで、私も党の側でいろいろお会いをしたことなどもございます。この法案に限定をして、大臣の具体的な決意のほどもまた聞いておきたいと思つますが、今までのいろいろな議論がありましたけれども、今度の法案によってインフラ整備のための公共投資、問題は四百三十兆という十年計画のあの枠とどういふ関係があるか、枠内なのか枠外アルファなのか、そこところはまだどうも玉虫色だと思つます。

これはやはり総理大臣とか大蔵大臣が出なければということに、あるいは委員会の運営の技術的な問題があるかもしれませんが、私はこういうことを申し上げたいのです。あの四百三十兆というのは、国際公約であると同時に国民に対する公約でもある。今度の法律は、それを一つ前提にしながらも、この際多極分散ということを目玉としてやるという以上、拠点都市に指定されたところと結果的に指定されないとところが現実的には出てくる。そうすると、指定されないとどういふば、全体的に四百三十兆の公約でいうと、いずれ我々もそういう政治的なサービスや恩恵があるといふふうに出ていたにしても、四百三十兆から抜き出して拠点都市のインフラ整備の公共投資をやるということについては、声は大きくないかもしれぬけれども、声なき声としてそれはやはり困ると、これは理の当然だと私は思つます。

したがって、くだいようですが、四百三十兆のプラスアルファとして、せつかくこういふ大事な法案を出すわけでありますから、これから閣議だとかあるいは大蔵折衝などということがあつたのでしようけれども、建設大臣の気持ちとして、決意

として、どのように考えているか。答弁次第によつては、私はやはりあすの建設委員会でもまた十分議論をしてみたい、こういうことを含めてお尋ねをしておきたいと思つますが、いかがでしょうか。

○山崎国務大臣 先生の御議論はごもっともな点がございます。

ただ、四百三十兆円という金額は、一九八〇年代の公共投資実績が二百六十三兆円でございますから、その六割増しにも上る膨大なものであります。第一点、それから、この四百三十兆円の公共投資基本計画が定められました際に、きめの細かな積み上げによって決められたものではないと私は承知いたしておるところでございます。例え地域配分などが前提にございまして算出された金額ではないと考えております。二点、それから、第一点で申し上げましたとおり、この目標はかなり大規模なものでございまして、達成するために相当な努力が必要であると考へていられるのでございます。その点が第三点でございます。

そして、ほかに公共投資に関する特段の計画が別途にあるわけではございませんで、一応この計画を大骨といたしまして、私も、一九九〇年代は年々の予算要求あるいは公共事業の執行、それにその背景となります各事業別の五カ年計画等を定め、かつ実行してまいりたいと考えておるのでございます。

そういうことで、先生の御議論は大変論理的でございます。拠点都市地域に重点的に公共事業を執行した場合には、ほかの地域は当然相対的に事業量は減るのではないかと御懸念があらうかと思つたのです。私の答弁は必ずしも論理的にはまいりませんが、そういうことにならないように十全に公共事業の配分、執行を行つてまいりたい。総理大臣ではございませんので、答弁はそれようにお答えするほかございません。

○中沢委員 今の大臣の心情は、私もわからぬわけではございません。実際これから具体的な展開に

なつてくると、拠点都市になる、事業計画が出てくる。拠点都市にならないところは、例えばハンディキャップを負うところは、この地域法案でいろいろカバーもされてくるでしょう。しかし、論理的かどうかということよりも、私はそれ以前の問題として、やはり地方という立場でいえば国が平等の扱いをしてもらわなければ困る、これは当たり前だと思つたのです。ですから、今直ちに四百三十兆プラスアルファだといふことが断言できないにしても、私の印象としては残り四百三十兆にこだわらないで、政治は生き物だしということを受けとめてはお願いと思つますが、なお十分な点はあすまた建設委員会でも十分ひとつ、特に我が党の委員の方から指摘をしていただきたいと思いますと思つております。

〔古賀委員長退席、中島委員長着席〕

もう一つ建設大臣にお尋ねをしたいと思います、いづれにしても、建設の方は全体の七〇％の公共事業のシェアを持つて、責任を持つておられる。それだけに、これから拠点都市が決まつて具体的な事業が出てきて、さて支援措置をどうするかという具体的な場面に当然いふわけであります。そうすると、従来の例からいふと、大抵建設省の持つてくる一つの基準、マニュアルみたいなものがありまして、補助事業については大体こういうこと、私はそれは決して一〇〇％否定はしません。しかし、今度の法律との関連で言へば、できるだけ応用動作といふますか弾力的といふか柔軟に、補助事業についても建設省の今までの経験からいってややなじまないようなところがあるかもしれない。私はまだ具体的にこれとこれといふことはなかなか断定できませんが、あるいはそういうことが出てくるかもしれない。その際はひとつ建設省も、いい意味で応用動作、弾力的に柔軟に補助事業については考えて、そして各省庁との間でいろいろ協議をしながらやっていく、こういう大胆な、発想の転換とまではいいかないのでしようけれども、やはり現場のそういう対応についてまたよく考えてもらいたいと思つたのですが、その辺はいかがでしようか。

○山崎国務大臣 公共事業につきまして七割分担していることを申し上げ、また先生もその点御指摘されたわけでございますが、御案内と思えますけれども、地方単独事業それから国の公共事業、ほぼ同額でございますし、その中間に補助事業がある、そういうふうな理解をいたしておるわけでございます。その補助事業は、今日までメニユー化することによりまして地方の創意工夫を生かした事業を支援する、そういう措置をとってまいったところでございます。

今回の拠点都市地域を整備していくに当たりまして、既存の補助の対象となっていない事業も出てくるものと思えますし、地方からの要望もあろうかと思えますので、補助対象範囲の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○中沢委員 続いて通産大臣に幾つかお尋ねをしたいと思えますが、実務的な内容は政府委員で結構だと思えますから、まとめて三つありますが、まず二つお尋ねをしたいと思えます。

今度の法律の資料を見ますと、政令にゆだねるけれども、業務施設については、東京二十三区から地方に移転するときには支援措置をする。確かに東京二十三区というのは非常に超過密という問題がある、それはよく理解をいたします。しかしよく考えますと、それとやや似たり寄ったりで、近畿圏ですとか中部圏だとかこういう問題もある。もっとローカルの言うところ、私の北海道で言えば、北海道の一極集中、別に私は札幌について批判をするつもりは全くない。現実問題として、北海道の札幌市に一極集中をしているというローカル問題がある。私は、こういう問題を今までも指摘をしました。全国的に大なり小なり、もっと言えば北海道よりもっと極端な、そういうローカルの一極集中問題があると思うのです。

そうしますと基本的に、今度の法案では通産の支援策が二十三区に限定することについて言うところ、私は問題があると思えます。ですから、法律事項ではないということでありますからあえて

指摘をしておきたい。政令をつくる段階でもう少し、本当に地方の拠点が具体的に受け皿としてやる場合は、やはり通産の支援策が大きな柱になるわけでありますから、地方の立場に立って、出ていく企業の受け皿の地方の立場に立って、そこそこは十分考えるべきでないか。もっと言えば、札幌から北海道の、北村さんは釧路、釧路に行く場合もある。場合によっては、私の出身の夕張に來るような場合もある。そのときは、同じような法律に基づく支援策を考えるべきではないか。一つの例であります、それが第一点。

それからもう一つは、地域整備公団としていろいろ新しいこともやりたい、こういうことが出されているんです。私は、大臣御承知のように、石炭の委員会でも何回かお手合わせをいただきました。ついでこの間、向こう十年間の石炭の新政策をつくるに当たって、随分御苦労をいただきました。地域公団問題もいろいろ議論をしました。あの際、例えば地域公団として、国の金融政策のかさ上げとしても、低利の融資をする、その利息については国の予算で公団に拠出をする、こういう制度を新しくつくったり、今までの既存の制度をかさ上げしました。非常に乏しい体験でありますけれども、例えばああいことが、今度の地域拠点法、確かにハンディキャップ振興法ではないことはわかりますけれども、せつかく地方の拠点を振興させようということであれば、細かい話かもしれないが、例えばああいことも、公団に対する国の財政で金融政策の一つとして入れたいと考える、こういうことも非常に大事ではないかと思うのであります。

で、やや実務的なことについてはひとつ局長で結構でありますからお答えをいただいて、もう一つ大臣から直接聞いておきたいのは、今までも随分議論がありました労働省をどうにかさせるかという問題。正直言いまして主務官庁に労働省が入っていない、私は率直に言ってちょっと疑問を感じました。しかし、労働省にいろいろ聞いてみましたら、実はいろいろありまして主務大臣ということ

にはなりません、いろいろ労働行政としても力バをやるんですという話でした。

ただ、最初から主務大臣としてそこに座っていらっしゃる皆さんと、そうでない労働大臣からいえば、今までのこの種の関連法案の体験からいって、やっぱりちょっと一歩下がって、まあ応援部隊と言っては失礼かもしれませんが、こういうことに中心になつてあとは応援部隊だ、こういうことになりかねないと思えます。同じ政治家という立場でいえば、やっぱりちょっとこれは問題があるな。もっと具体的に言えば、石炭政策のときには通産行政と労働行政がメダルの表裏の関係でしかりやる、その必要性があるからしかりやるというところを通産大臣も答弁をされた。私は、確かに石炭政策とはかなり質的にも次元的にも違うというところはよくわかってはいますが、やっぱり同じような問題が付随してくるのではないかと。労働力があつた場合には大量に移動する、あるいはそういう地域の受け皿で企業をつくった場合に、そこに勤める労働者に対しては、例えば賃金助成という制度を労働行政でこの法律の中に入れてくるだとか、幾つかあると思うのです。

私は率直に言いまして、通産大臣は労働大臣と、まあ各大臣もいろいろおつき合いがあるんでしょうけれども、私の体験でいえば石炭問題では本間に近い関係にありますから、この際通産大臣として、例えば主務官庁に入れるかどうかはなかなか難しいかもしれないけれども、ぜひひとつそれと同じような位置づけを通産大臣としても認識をしていただいて、やっぱりこの問題については通産大臣が関係官庁にいい意味で橋渡しをする、ブリッジ役をやる、こういうことについての決意のほどは最後に聞いておきたいと思えます。

以上です。
○渡部国務大臣 後の方からお答えすることになります。産炭地域振興について大変御厄介になっております。あれとは共通の面もありますし、また別な角度の面もあるということは先生に御理解いただけたと思いますが、いずれにしても

も、働く人たちの豊かさを求めて進められておる政策であることには変わりありません。

あの場合は、戦後日本のエネルギー供給のために大きな役割を果たし、いんしんをきわめておった産炭地の人たちが、そこで働いておった人たちが、それが内外価格差と国際化の中で残念ながら経済性が合わなくなったということ、かつていんしんをきわめておった地域が国の政策方向の中で衰微しつつある、また、そこで働く人たちが職を失つてはならないというこの対策。今回の場合は、あらゆる機能が東京に、さらに東京の二十三区に集中してしまつたために、まあ便利ではあるけれども豊かさを失つてしまつた。毎日働いている人たちが通勤地獄、交通地獄のいらひら、また一生働いてもとても土地も買えない、うちも求められない。むしろ思い切つて業務機能を含めて、あるいは本社機能を含めて地方に移転すれば、そこで働く人たちは花と緑と太陽を満喫する豊かな生活ができるだろう。

ところが、過疎と過密という基本的な問題になりますけれども、そういう空間的な豊かさのあるところには過度に集中してしまつて豊かさがなくなつてくる。この内政上の問題に取り組もう、解決しようというのが今回の我々の意欲でありますから、したがってやや共通しやや異なる面でありまして、けれども、働く人たちの大事にして考えておることに変わりはありませんから、労働省と密接な連携をとりながらこの政策を進めてまいりたいと思えます。

また、最初のお話でありますけれども、これは私もいつも先生と同じことを考えているので、まさに北海道は札幌に集中する。ここに建設大臣おりますけれども、九州へ行くところ福岡に集中する。大阪の自治大臣もここにいらつしやいますけれども、関西は大阪に集中する。今、例えば私のふるさとの会津という一つの地域を考えてみても、私のところには会津西五郡というところがあるのです、その中の会津若松市というところに集中す

る。これは、北は北海道から南は九州、沖縄までそういう問題点を抱えておられるわけですから、その考え方で今後政策を進めなければならぬのは当然であろうと思います。

ただ今回は、何といつてもこれは過度に極端に東京一極集中ですから、この集中を是正するという政策を進めていく中で、それぞれの地域においてこういう問題が起ってくる。我々の目指す哲学は、北は北海道から南は九州、沖縄まで国土の均衡ある発展で、三千三百市町村のそれぞれの市町村、そこに生まれた若者たちがみずからふるさとで未来に希望を持って暮らしていけるような日本をつくりたい、豊かさを味わえるような日本をつくりたいというのが願ひでありますから、今先生御指摘のような問題点については、柔軟に対応していくのが当然だろうと思います。

○鈴木(参)政府委員 先生御指摘の点につきまして、やや事務的に御説明をさせていただきますたいと思います。

まず、土地の買いかえ特例と特別の移転誘導対策の対象となる場合の移転元、これにつきましては、ただいまお話しのように、私も政令で東京二十三区に限定をしたいというふうに考えております。その理由は、結論を先に申し上げれば、東京二十三区へのオフィスの集中といえますか密度が際立って高いということになります。

ば東京の山手線の中の住居地域でビルができた。ところが、ビルができませんと、住居地域であるにもかかわらず約五割をオフィスが占めて、肝心の住居が三割しかできてないというようなこともございまして、そういう意味で東京でのオフィスの集中が際立っているということが、二十三区に限定した主な理由でございます。こんなことで、二十三区へのオフィス集中が突出しておりますので、東京一極集中の是正という喫緊の課題を効率的かつ効果的に解決していくためには、当面二十三区を過度集積地域として指定いたしまして、そこからの業務機能の地方分散を図ることが最も効果的であるというふうに考えておる次第であります。

ただ、それではそのほかの地域間の移動、あるいは先ほどおっしゃいました北海道の中での移動でありますとか、あるいは新たに事業を興そうという人がどこに建てるか、こういう点もあるわけでございます。そういう二十三区以外の地域から移転する企業あるいは立地する企業、こういうものに對しましても税制上の優遇措置でありますとか開銀によります低利融資であるとか、あるいは中小企業事業団における高度化資金の貸し付け、これは非常に低利のものでございましてけれども、こういうものも適用させていただくことになっておりまして、両方相まって地方へのオフィスの移転と地方でのオフィスの立地と、二つ並行して進めさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、地域公団の業務でございすけれども、低利融資制度につきましては、現在二十三区から移転するものに對しましては開銀、北東公庫による低利融資制度ということで、特利三の融資制度を設けることにしております。それから、先ほど申し上げました中小企業事業団によります高度化資金の貸付制度というようなものもございまして、先生御指摘のように、産地地のように地域公団が低利融資をすることになっておられないわけでございますけれども、産地地域政策はそれなり

の歴史あるいは政策的、政治的判断ということで現行の姿になっておると私も承知しておりますけれども、地域公団の業務につきましては、まず今回創設が認められました諸業務を確実に推進するということが肝要だと考えておりました。さらなる業務拡充につきましては、この法律の運用状況を見た上で、地域のニーズ等を十分吟味しながら検討していくのが適当ではないかと考えております。

せつかくの先生の御指摘でございますので、私もそういう点につきましても勉強、研究させていただきますと思っております。

○中沢委員 今、通産大臣から極めて人間味あふれる、しかもかつて自治大臣も経験されたという見識あるお答えをいただきました。局長は、この間まで石炭部長をやっておられました。これまた極めて適切なお答えだと思いましたが、ぜひひとつ、大臣もおっしゃいました、私も言いました、あえて申しませんが、確かに東京二十三区から手をつけた、私もそう思う。しかし、地方の一極集中あるいはその他のいろいろな問題がまだまだあるのだ、これも何とかしなければならぬ。その重要性については、ぜひひとつ大臣も、あるいは行政の方もしっかりと受けとめて、具体的にやっていただくように重ねて指摘をしておきたいと思ひます。

さて、時間もだんだんなくなつてまいりましたから、自治大臣に幾つかお尋ねを申し上げます。今度の地方拠点というのは、一時期、五年かかって五十ないし八十の拠点をつくりたい、こういう話を聞いたことがございます。最近、五年ではなくて二年か三年だ。私は、今度の立法の特色からいって、先ほど言いましたように地方の自主性を尊重する。中央と地方を上関係で言葉としておとらえ、観念的にとらえることは私は好きではございませんから、余りそのことは適切でないと思ひますけれども、トップダウン方式を下からの積み上げ、ボトムアップ方式にする、私はそれで結構だと思うのです。問題は、それが具体的な点でどこまで保障されるか、その辺について少しくお尋ねをしておきたいと思ひます。

例えば、先ほどからいろいろ、北海道のような広いところを、二カ所ということではないのかという、一般論も含めてありました。私は、やはりどうしても北海道の出身ですから、ほかの先生方だってやはり地元のことやうなんだろう。これは、同じ天下国家を議論しながらも、郷土愛に燃えなければやはり国会議員としては地元からも信頼されないわけですから、ざつぱらんに言ひまして、例えば五十カ所、八十カ所という数、三十カ所もあればあるのです。五十なのか八十なのか、私は今ここで限定をしようとは思ひません。ただ問題は、今度の手法として、知事に権限をほとんどいっていきうに移す。自治の分権の精神からいって、この法案の趣旨からいって私は正しいと思ひます。

例えば、各府県押しなべて仮に一カ所であれば四十七出てくる。東京は恐らく外れると思ひますが、そうすると四十六。しかし、これが一カ所じゃなくて、当然北海道のように広いところは何か所、あるいはもっと言えば、環日本海云々という議論が随分ありました。私の北海道は、日本海もあれば太平洋もあればオホーツク海もある。どちらに立つかは非常に難しいのでありますが、しかし人口が減っているところは十八もあるわけでありまして、少なくとも人口が減ったという十八県をやはり優先順位としては考えるべきだ。こういうことなどを考えますと、どんなに聞きたいのでありますけれども、例えば北海道のような広いところ、人口減少県が今度の立法の一つの引き金になって出てきたわけでありまして、私流に言へば、力の弱い都道府県、こういうところ、数についてもあるいは時期についても、数を多く時期は早目に、こういう配慮が当然あつていいと思ひます。

問題は、先ほど自治大臣は、この際だから全国知事会にげたを預けて、そこでもひとついろいろ

自主的にもやってほしい、私もそれの一つの方法だと思ふのです。しかし、知事というのも政治家でありまして、例えば北海道は今横路知事がやっています、北海道は衆議院は五つの選挙区があつて、北海道分県論が出るくらいでありますから、いろいろな道内のない意味での競争関係がある。仮に四つも五つも出てきたらどうする。知事がさばき切れればよいですよ。そうならない場合に一体どうなるかというような、これから予測を測る問題なんかを考えますと、これは北海道に限らず、恐らくほかの府県でも同じようなことが出てくると思ふのです。

そうすると、そのところは、地方の自主性を尊重するということは十分やっていたが、いよいよ困つたときには、例えば全国市長会の関係者と協議をするとか個別に相談にのるだとか、決して強制にわたらない助言というのが私はあつていいと思ふのです。その辺や技術的な問題になるかもしれませんが、自治大臣としてはやはり相当責任を持たされるわけでありまして、持つわけでありまして、一体どういふふうにかさばくのか。見通しといひましようか、予測を含めて具体的に示していただければ示していただきたいと思います。

〔中島委員長退席、古賀委員長着席〕

○塩川国務大臣 これは高度な行政配意というものの必要でございまして、いよいよいたしますので、私の答弁がそのまま実現するかどうかはなかなか難しいところだと思ひますけれども、私も大臣としての指導性ということから申しますならば、こういうふうによりたいなことは、実は私がかねてから思つておるがあるのです。

それは、七都道府県といひましようか、例えば東京、神奈川、それから福岡も入るのかもわかりませんが、そういうところは一応遠慮していただくというのが本当ではないかと思ひます。府県を中心にしてやるべきだ。そこで一回、知事会でフリートリーキングをやらずべきだと思ひます。

ります。私もできればその席へ一回行って見て、知事自身が自主的な自治能力を持たないでただ下からの突き上げで言つておるという程度のことであるならば、自治の本旨に基づいてというこの本旨が本当に生かされないのじゃないだろうか。だから知事さんは、この際思い切つて自主性、指導性を発揮してほしい。そうして、知事のそういう特定の作業グループができましたらば、これはぜひ一回中央省庁の担当者と密接に話し合つてもらいたい。そこで一つの基準といひましようか方向を協議の上で出して、その上で基本方針というものを中央省庁の方でまとめてもらえぬだろうか、私はそう思つておるのです。それに基づいてやるということならば、この法案の趣旨は国土の均衡ある発展ということがその裏に隠れたものでございまして、その趣旨に沿うようなものでなければならぬと思つております。

したがつて、私は何も一県必ず二カ所とかいふそんな割り切つた考えは持つておりません。例えば、この県においてはもとと振興すべき地域がたぐさんあるということになれば、三つでも四つでもいいのではないか。あるいは、この県においてははもう大都会に近く接近した都会地であるからして、これは御遠慮願つてもいいのじゃないかというところが出てくると思ひます。そういうようなことについては話し合いの中に示唆していく方法をとつて、私は相談の結果決断をして決めたとか、そんな方法は絶対とるべきじゃないと思つておりますが、しかし話し合いの中にそういう中央省庁としての示唆はやはり含まれていくべきだ、こういうふうなことを思つておる。そして、とにかくこれによつて自治の訓練そのものも必要なんだろう、私はそう思つております。

○中沢委員 今自治大臣から、手法も含めて極めて示唆に富んだお話がございました。せっかく地方の自主性を尊重するという立法の精神からいへば、手法も含めて今までやったことのないようなやり方をされた方がいい、大筋としては私もそのことは十分理解をしておきたいと思ふのです。

もう一つ自治大臣にお尋ねをしたいのは、私どももしばしば自治と分権ということを行います。今度の立法との兼ね合いで言ひますと、くどいようですが、拠点都市を決める、事業計画を決める、大体知事主導型になる。さて問題は、そこからずっと別なことを考えますと、権限の移譲問題、具体的に言へば、今の縦割り行政の中で各都道府県補助金を持つておられますのが十三兆六千億なんです。平成四年度、交付税の審議はこれからまだ残つておりますが、自治省と大蔵省、関係省庁と話をし、一千五百億の一般財源化ということを目指す、踏み出しました。社会党は、それは評価したいと思ふのです。

問題は、権限移譲と十三兆六千億に上る巨額な補助金、私はこれを右から左へすべて一般財源にしろなんというところは、観念論でありますからそんなことは言ひませんが、せっかくこういう新しい立法措置をするのであれば、補助金の一般財源化、権限の地方移譲、社会党流に言へば今の時代にマッチした自治と分権にふさわしい国と地方の関係の改革、こういうことに当然なってくると思ふのです。これは自治大臣の決意もそうですが、時間があれば本日は各大臣にいろいろ聞きたいのですけれども、特に所管庁の自治大臣として、今私は簡単にしか触れませんが、そういう内容についてどういふ決意で受けとめて、この法案との関係でこれから具体的にどうされていかれるか、基本的な決意で結構でありますから聞いておきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私は、この法案を一つのきっかけにして、そういう地方に任せられる権限というものには積極的に移行していただきたい、その点について我々も意見を申し上げたいと思つておりますが、そのために準備も必要だろうと思つております。

私は最初から、この法案のときにも申し上げておりますように、一部事務組合方式をとつたということは非常にいい手法であつたと思つております。

今地方と中央との間で、ただ金で結ばれておるといふだけで権限の取り合いをやつていて、それはまずいと思ひます。そうではなくして、人的交流をもつとやたらいいじゃないか。そのためには、例えば県と中央省庁との間で相当人的交流をやつておられますけれども、まだ十分とは申せません。幸いにこういう拠点都市構想が出てまいりまして、これを建設するといひまして、その一部事務組合に、たとえ短期間であつても、中央省庁の担当してあります職員でも、そういう交流をしていくことによつて、そこに派遣することによつて地方の事情をよく知つてもらふ、また地方の者も、これによつて中央とのつながりといふもの、中央の仕事を理解することができると。私は、そういうことを繰り返していく中で、だんだんと権限の移譲といふものは、お互いの信頼の中で移っていくのではないかと思つておるのです。

私はこの際、この拠点問題と直接関係ございませぬけれども、中央と地方との間において、特に福祉関係の業務ですね、この業務の交流といふものが非常に必要なのではないか。要するに、中央におりますと、スタッフ官庁としてややもすると観念的になつてしまひます。一方、ラインの方、市町村のライン、これとの間のいわば一体感といふものは、人的交流によつて相当カバーできるのではないかと。そういう目で見ました場合、この法案といふものは、また新しい、いわゆる中央と地方との間に曙光を与えるものではないかと。か、そういう期待も実は持つております。

○中沢委員 もう時間が来ましたからやめますが、先ほどは労働省の問題を取り上げましたけれども、それと同じように、例えば文部省の問題も出てくる、厚生省の問題も出てくる、それぞれ関係省庁といふのはたくさん出てくると思ひますね。これは当然だと思ふのです。ですから、私はあえて提言を申し上げておきたいのは、もちろん六省庁の間でも考えられておると思ひますが、主務大臣は六大臣で結構だと思ひますが、ぜひひと

それから先生の御質問は、これからの都市、二十一世紀の都市はどうあるのか、こういうことでございます。とても難解な御質問でございますのですね。とお答えをするのがございませんが、ただ、二十一世紀には都市生活者がふえることは間違いないと考えます。それは、都市が持っております高度の機能、それを一口に職住遊学の生活空間を保持しているということに申し上げてまいったのでございますが、それらの機能がありますがゆえに、東京に若い者を中心といたしまして人口が集まっていくという傾向にあるかと思ひます。その傾向を正しまして、地方における拠点都市地域の整備、ミニ東京という言葉は私ども使わないようにいたしておりますが、東京が持っておりますような高次の都市機能を、スケールは小さいとい

たしましても地方の都市に持たせまして、人口吸引力を持たせるといふことを志向いたしておるところでございます。

都市の持つてゐる魅力、これからの均衡ある国土の発展を図る上におきまして地方にも持たせたいという念願のもとに、この法案を提案させていただきます。

○渡部国務大臣 今、二十一世紀の近代都市の未来像というお話でありましたが、私は、これは豊かさ、便利さの調和ある地域社会といふことを今考えておりました。便利さだけ求めれば東京一極集中で、これは便利だから人が集まってきたわけでありまして、しかしこれからは豊かさを求めていかなければならないといふことで、今回御審議をいただいております法律もあつたわけで、ただ一つだけ、お言葉を返すわけではございませんけれども、産業優先というお言葉がありました。若者たちがこれから夢と希望を持って生きていくためには、やはり働く職場がなければならぬわけですから、これは、福祉をやるにも、立派な教育をやるにも、国全体としても産業が栄えて、そこで働く人たちが豊かな給与をとり、また企業が法人税を納めて、それが教育になり福祉になるわけですから、これは、産業は豊かな生活のために極めて重要なことであることも御理解いただかなければなりません。

ただ、今までは何か産業優先の都市づくりがあつたとすれば、これから私も目指す都市は生活優先の産業都市あるいは文化都市、学園都市、こういうふうにお考えいただければ御理解いただけるものと思ひます。

○平田(米)委員 自治大臣がおいでにならないわけでございますが、今渡部通産大臣からお話をいただきました。また、山崎建設大臣もお話をいただいたわけでございますが、二十一世紀の都市はどうあるべきかといふのは、確かに私も非常に難しいことだと思つたのです。難しい中でこの法案をおつくりになったのだらうと思つたわけでございますが、各省の優秀な官僚が知恵を絞られておつた

りになつたわけでございます。

今、生活とか文化といふお話がございました。私も時代の流れといふのは、これからはハードからソフトへ、あるいは経済から生活へ、あるいは産業から文化へ、また人と争う競争から人とともに助け合つて生きる共生へ、こういうのが時代の大きな流れではないか。これをまた、都市にどう具体化するかといふことが二十一世紀の都市ではないかと思つたわけでございます。その具体的な手法については、私自身まだ皆さん方に御提案をするような力は全くないわけでございますが、そういう方向性であることは間違いないと思つたわけでありませう。

職住遊学の中で、遊といふのは人が集まれば恐らく自然に出てくるものかもしれません。それで今、人を集めるために要するに職がなければならぬ、これは私もおっしゃるとおりだと思ひます。そういう意味で、産業業務機能を地方に分散をさせる、これは一つの手段としてあるべきものではないかと思ひます。私には思つたわけでありませうけれども、今の時代のトレンド、ハードからソフトへ、あるいは産業から文化へといったトレンドから考えますと、職住遊学の中で職も大事でございますが、それ以上に大事なのはやはり学ではないのか、なといふふうにお考えでございます。これはもうそれぞれの大臣、認識をしておいでになるといふふうには思つておるわけでございます。今回の法案には、確かに教養文化施設についての若干の手当てはございますが、しかししもと強力な学の手当てといふのがどうも足りないのではないかと産業業務施設の中には研究所も入つてゐるということでございますが、大学がないところに果たして研究所が移転するの。こう考えますと、私は非常に大きな疑問を持たざるを得ません。

ところで、今私たちが大学をどこかにつくるとなれば、当然国立大学といふことになるわけでございます。今回の地方拠点業務都市といふのはどうも県庁所在地以外のところにつくる、こういう発想のようでございますが、私が調べましたところ、県庁所在地以外のところに幾つ国立大学があるかと数えますと、大学院大学も入れますと二十八ございます。そのほとんどが医科大学と教育大学の、いわゆる単科大学ばかりでございます。教員養成あるいは医者さんの養成といふのは大変重要なことで、これまで国家政策としてそういう面でも一生懸命設立をしてきた時代があつて、その結果このように医科大学と教育大学が全国に設立されたわけでございますが、しかし今言われている学といふのは、どうも医科とかあるいは教育といふ学部ではなくて、経済とか法学とかあるいは理学部とかさらには工学部、こういうようなことになるのではないか、こんなふうにお思ひます。

それで、もう少し調べてみましたら、県庁所在地にある大学、これは三大都市圏を除きますと、私の調べた数では二十九大学ございます。二十九大学のうち、文学部あるいは人文学部を持つてゐるのが十七ございまして、半分以上と。それから法学部が十一、三分の一強。それから経済学部が十四で、半分以上と。少ない。理学部が十六でございまして、これは半分以上も少し多い、こんな程度でございます。要するに、各県の県庁所在地、三大都市圏を除いた県庁所在地にある国立大学も、その半分ぐらゐしか産業業務都市をつくる種としての学力といふものを持つてゐない、いわゆる総合大学としては体をなしてゐない状況にあるわけでありませう。こういうところから幾ら法律で産業業務施設を、事務所や研究所を移そうと思つても、そこに入つてくる学生あるいは研究者といふものが地方で生まれてこない、結局は三大都市圏で養成された人たちがばかり就職をする、こういう結果になつてしまふわけでありませう。この点はもう既に御承知であるかといふふうにお思ひます。

そこで、私がきょうは所管の大臣を離れて御意見を伺いたいといふのはこれから先でございます。本来だったら職住遊学、学として文部省がごめ拠点都市整備法の中できちっとした位置を占めなければならぬわけだと思つたわけでありませう。しかし、文部省もそういう気持ちがあつたとしても恐らくできない状況にあるからなのではないか、私はそんなふうにお思ひます。ですから、それぞれの大員は、学といふものの重要性、そしてその上では文部省がここに人を入れないのか、そして国立大学を少なくとも県庁所在地、あるいは県庁所在地にある大学の学部を新設して文科系、理科系、そういう学部を拠点都市に置くような施策がともにできないのか、この点についてどのような御意見をもちたいのか、お聞かせをいただければと思ひます。

○山崎国務大臣 大変大事な御指摘をいただいたものと承知しております。

文部省がなぜ入っていないのかといふことでございませうが、文部大臣が協議大臣といたしまして法律の中に明記してあることは御承知のとおりだと存じます。主務大臣が六人になりましたのは、その所属する役所におきまして新規立法措置を用意いたしましたところを主務大臣といたしたのでございませう。文部省では新規立法措置がございませうけれども、先生御指摘のとおり、職住遊学とその大事な生活空間要素の一つを占めておられるといふことにかんがみまして、協議大臣といたしまして明記いたしておるのでございませう。これからは学施設の整備が極めて重要であるといふことは先生の御認識のとおりでございます。まして、文部大臣とよく協議しながら拠点都市地域の整備を行つてまいりたいと思ひます。

○渡部国務大臣 学的重要性、これはもう先生も、お互い御共通しておると思ひます。

今日の日本の経済発展も、これはすぐれた人材の育成が出发点であつたわけですから、ましてこれからの国で生きていく人たちに、子供、子供の教育、その子供の教育もできれば自分の家から、家庭から通学することが望ましい。かつて私も、今思ひ出しておりましたけれども、田中先生

の日本列島改造論の時代、大学の地方分散といふようなことを強く主張しておつた時代を思い出し

ますけれども、ただこの問題は、文部省が入っているか入っていないかという点に限定して、それだから学がないのだ、学に対する熱意がないとかあるとか言うのはちょっと短絡的で、これは私の所管外ですけれども、国立大学の施設は、もう現在の高校新卒者の進学、さらにこれを受け入れる私学等の中で、文部省でしか国立大学の新規建設は考えてないという記憶が今あります。

これは、私自身の例をとって申しわけありませんが、私の郷里でも百二十年間、我がふるさと会津は明治維新のときに薩長に戦争で負けたために大学がないということで、大学をつくる運動をやっております。最初国立大学ということで、これはもう国立大学は新設しないのだということであきまて、県立四年制の大学が認められて、これは今建設中でありましても、また私学の地方分散の問題等もありますし、ただ、この法律の主務大臣に文部大臣が入っていないから学に対する熱意が足りないというふうなものではない。

私も、さきから建設大臣が言っておりますけれども、これは職、やはり働いて月給を、収入を得なければ子供の教育も、また楽しいレクリエーションもないわけですから、産業、職場というのは極めて重要なものであり、同時に学というものも大事であり、そしてこれから生活大國と言われるときに、やはり居住する生活環境といものが極めて大事であり、そして時短が今趨勢になっておるときに、その時間を楽しく暮らしていくというものが大事であり、そういう総合的な形にとつての新しいあるべき未来像の都市をつくる、そういう受け皿をしていただながら、東京二十三区に今過度に集中してしまつた産業の業務機能を地方に分散し、そして自治大臣を中心にその受け皿をつくつていただということ、我々が将来夢に描いた未来都市をつくつていくという意欲を御理解いただけたと思ひます。

○平田(米)委員 文部大臣が入っている、入っていないというのは形式だというお話もございました。しかししづれにしましても、先ほど私が御説

明しましたように、全国の三大都市圏を除いた国立大学の学部の状況は今申し上げたようなありさまでございまして、幾ら声をからして学だ、学だと言っても、それを支える国の体制はない、これが厳然たる事実でございまして。今通産大臣が、もうこれからは十八歳人口というのは減少していく、だからこれ以上大学をつくるわけにいかない、こういうこともおっしゃいました。確かにそういう状況にあることは間違いないと思いますが、しかし同時に、やはり学というものは地方に持たなければならぬというのが同様にあります。

昨年の五月十七日に大学審議会が答申を出しました。確かに今通産大臣がおっしゃつたような視点で、今後大学、短期大学の学部、学科等の新増設、定員増は原則として抑制する必要がある、こういう答申を出しました。しかし地域社会の産業、文化の発展の観点から極めて必要性の高いものについては新増設、定員増を認めることが適当であるとも言つておるわけでありまして。だから、形式的につくつてはいけなかつておるわけじゃなくて、まさに職住遊学として機能を持った地方拠点都市をつくるというところならば、この大学審議会の答申も、国立大学をそこにつくるところに反対をした答申を出しているわけではありません。私は、実はもつと先に踏み込んだ御答弁をそれぞれの大臣からいただきたかつたわけでありまして。答申がこのようなことから大学ができる、できないということではあります。十八歳人口が減るから云々ではありません。今答申を読み上げたとおりでございまして。

なぜ文部省が国立大学を新設できないのか、それは結局お金がないからであります。もう既に御承知のように、財政再建ということでシーリングというのをやつてまいりました。その結果、文部省の予算というものはほとんど人件費が占めるようになってしまひました。人件費は文部省予算の八割を占めると言われております。今国会でも、文部省は幾つかの法案をつくりました。共済費を

一般財源化する、これは塩川自治大臣の所管の問題でございまして、また国立学校財務センターというものをつくつて、国立学校の敷地を売つて一千億円ぐらい入つてきたら、これは大蔵省に返すのではなくて、文部省の中に一つの財布をつくつてそこで国立大学の整備に充てよう、こういう法案でございまして。これは、いづれにしましても今のシーリングの中に、厳しい財政状態をいかに救うか、そういうことでシーリングにちよつとした穴をあけるためのまさにテクニクとしての法案があるわけでありまして。

それで、その法案が通ることによって、ではただけ大学の施設の整備ができるのかといひますと、平成三年では二十八万一千平米の施設の整備をやりましたが、平成四年ではその制度が認められてもわずかに五千平米広がるだけでございまして、二十八万六千平米しかありません。こういう状況になっております。シーリングのなかつた時代はどれだけ大学の施設整備をやつてきたかといひますと、シーリングは五十八年以降でございまして。多いときは九十一万三千平米の施設を整備してまいりました。少ないときでも五十四万六千平米でございまして。今の施設整備は、シーリング以前の三分の一になつていっているわけでありまして。

いや、施設の整備だけではありません。例えば、大学の基礎的な研究費であります校費といひのがございまして。これは講座当たり幾らという形で出されるわけでございまして、これが、シーリングが始まつてから約十年になります。この十年間ほとんど言つていくらい目金額は上がつておりません。ですから、物価上昇を考えますと実質半額ぐらひになつていっているのではないかと申されております。私もあちこちの大学に視察に参りましてそれぞれの先生からお話を伺ひました。大学は確かに給料も安くございまして、しかし研究を一生懸命やらせてくれれば、研究環境をきちつとやつてくれればそんなことはどうでもいい、こういうふうにおつしやいました。しかし、その研究費さえこのような状況にある。確かに科

学研究費といひのはございまして、要するに当たりますと幾つかもたらえるといひのあるわけでありまして。しかし本当に基礎的な研究、まして文科系の研究などには、なかなか高額の特別な研究費といひのは回つてまいりません。やはり基礎的な研究費であるところの校費といひのものが大きな位置を占めるわけでありまして。今、文部省財政はそういう惨憺たるありさまにあるわけでありまして。私は、これはシーリングがなせるわざだと思ひうわけでありまして。

確かに財政再建といひことは大変重要な課題でございまして。しかし財政再建の方法といひのは、何もシーリングだけではないと思ひうわけでありまして。私は本来政治の役割といひのは、いろいろな政策課題に省庁間の壁を超えて優先順位をつけ、予算づけをすることがその政治の責任だと思ひうわけでありまして。今のシーリングといひのは、省庁間の壁はそのまゝにしておいて、省庁内だけで政策の優先順位をつけなさい、これがシーリングの実態なわけでございます。一年、二年、三年は緊急事態としてこのような方法もいひかもしれませんが、しかし十年もの長きにわたつてそのような施策を続けるといひことは、政治の責任の放棄ではないか、私はこんなふうに向うわけでありまして。

日本といひのは、国土は狭く山がちでございまして。平地はそんなにございせん。鉱物資源も大したものにはございせん。その日本が明治維新のときに植民地にもならず、また敗戦の焼け野原から今日まで立ち上がつてこれたのは何の力なのか。学問の力、教育の力しかない、人間の力しかない、人材しかない、私はこんなふうに向うわけでありまして。確かに、これから公共投資四百三十兆円をやるとおつしやいました。幾らどんなに立派な箱をつくり、どんなに立派な道路をつくりまして、しかしそこで活動をする有為な人材がいなければ、日本の将来は決して明るいとは言えないと私は思ひうわけでありまして。そういう意味で私は、シーリングがある限りこの拠点都市整備法も

結局は学というところが充実できないままで、当初申し上げたように時代おくれの対応になってしまつて、この一極集中の東京の力には到底勝ち得るものにはなり得ない、こんなふうな思ふわけであります。

確かに各省庁、いろいろな優先課題があるかも知れませんが、しかし一国の政治家として、また内閣の構成員たる大臣としては、どの省庁のどういう政策をどの省庁のほかの政策よりも優先すべきだ、自分の所管のものよりもこちらの方が優先しなくちゃいけないという判断は必要であらう、またしななければそれは政治家としての義務を、また内閣の責任を果たしたことになるのではない、私はこのように思ふわけでありませう。

そういう意味で、それぞれの所管からお考えになれば、シーリングがあった方が波風も立ちません。政治家に重い責任も参りません。それは結構かも知れませんが、しかし、このままであったならば日本は大変な状況になる、そういうことを私は思ふわけでございますが、いかがでございますでしょうか。それぞれ御意見がありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思ふわけでありませう。○塩川国務大臣 今、学問の振興に対して非常な情熱を傾けられてお話をございました。けれども、どうも話の焦点が国立大学にあるように思ふております。

実は公立大学、三十六校あると思ふのでございますが、これは平成四年度から交付税の測定単位を上げましたのです。相当上げております。しかもそれは、経費だけじゃなくて研究投資に相当上げておりますので、いわば自治体といたしましては大学の運営はそんなに苦しい状態ではないだろうと思ふておりまして、今後ともこれをますます充実させていきたい、こう思ふております。それからもう一つ、地方行政の中で行われますものとしての生涯学習体制がござりますが、これは教育委員会との関係もいろいろござりますが、これが生涯学習体制につきましても算定も交付税で相当額引き上げをいたしました。

したがって、全般に見ました場合に、そういう措置をとっておりますので、今度の拠点都市構想の中におきまして、もし地域の中でその話し合いが行われてきて学校誘致の問題が起つてくるといたしますならば、当然文部大臣と協議をいたしまして協議をまとめさせて、その構想の計画を足させるということにならうと思ふておりますので、国立大学だけが大学じゃございませぬし、しますので、私たちはそういう公立、私学の方面に對しまして、一層のこれからの努力を傾けていきたいと思ふております。

○山崎国務大臣 ただいまの先生の御議論は、教育問題を中心にかなり広範囲にわたつておるのでございませうが、まずシーリングの件でございませうが、私も同感な点がございませう。資源配分は政治の一番肝心な点であると思ひますが、その資源配分の要諦と申しますか政策のプライオリティーにつきましても、時代の進展とともにかなり変化がある、かように考えるからでございます。でございませうが、固定したシーリングは財政再建に大変大きな寄与をいたしました。財政再建は、極めて重要なプライオリティーの高い政策課題でもあるわけでございますが、そういう寄与をいたしてまいりましたが、やや資源配分の点におきまして硬直化しているのではないかとこのうらみも感ずることがございませう。その点では先生の御意見に同感な点があるというのを申し上げたかったわけでございます。ただ、我が国が教育立国であることは御説のとおりでございます。常に私自身も演説会では、今日日本があるのは教育の普及のおかげである、日本には他に見るべき資源もなく、人材資源で国を立ててきたんだということを強調いたしておるのでございませう。

ただ、先ほど通産大臣も申されましたし、自治大臣もお触れになりましたが、これからの教育の施設と学生数との関係から申しますと、施設を国費をもって充実させていくということにつきましても、資源配分の見地から申しましてもなかなか困難では、

難性を伴う時代に入っているのではないかと考えております。しかし、拠点都市地域の整備に当たりますと、職住遊学と構成要素の四つのうちの一つにみずから掲げながら、その点がうまうまいきうにないじゃないかという御指摘は、かなり厳しい御指摘でございまして、私もそれといたしましては、十分配慮をしていかなければならない点であると思つておるのでございませう。

そこで、国立大学のみならず、自治大臣も申されたとおり、私立大学もございませうし、あるいは県立大学もあるわけでございます。県知事その他地方自治体におきまして、教育施設の誘致あるいは整備につきましても大いに検討してもらいたい、かように考えておるところでございます。○平田(米)委員 建設大臣から、大変前向きなところまでいかないかも知れませんが、御理解をいただいた御答弁をいただいたわけでございますが、塩川大臣の方からは、私学もあるというふうにおっしゃいました。私学振興の予算も文部省の予算でございまして、シーリング枠の撤廃をしない限りは私学振興の予算もふやすことができません。これから重要なのは、大学院の増設、定員増が重要な課題になっております。

それで、理科系の大学院というのはほとんど国立大学でございませう。ですから、国立大学がこれから主要な立場にもならなければならぬことは、いささかも変わりはないと思ひます。私学を助成するにも、文部省予算をふやさない限りはどうしようもないわけでございます。私はどこまでいっても、職住遊学の学を本気でやらねばならぬのだと、所管の大臣を離れていただいて、日本の政治を引っ張っていただいている諸先輩である、大先輩である各大臣にもう一遍、文部省予算だけではありませぬ、私はいろいろなところがいろいろな行き詰まりを思ひます。もうそろそろシーリング枠というものを考え直さなければいけないときだと思ひます。これは大蔵大臣とかあるいは総理大臣に言うことなのかもしませんが、しかし私は、大臣という所管を離れて、

日本の指導的立場においてになる政治家としての見識とお力でぜひともやっていただきたい、このようにお願いをいたしまして、この問題はこれで終わらせていただきたいと思います。

それで、この拠点都市整備法をこれから行うに当たって、何が重要なのかということをお私には考えられませんが、何でも物事をやるには、下世話で言いますと金と力と人だと思ひます。選挙と一緒に今のお話もございませうが、この法案を拝見いたしますと、金も最後はやはり国が握つておいでになる。力、これは権限でございませうが、これもどうも最終的には国が握つておいでになる。これは恐らく反論があるかと思ひますが、またそれは議論させていただきますと思ひますが、でも、そういう中で必要なのはやはり人ではないか。人材ということでございます。金というのは、これはこれから地方交付税とかあるいはいろいろな補助金という形で国が出されるわけでありませう。確かに計画は市町村でおつくりになります。あるいは一部事務組合、協議会等でおつくりになります。しかし、それを絵からまきにもちにするには、やはりその地方交付税、そして補助金という金が出ない限りはなりません。その金を握つておいでになるのは国でございませう。そして、お金を出すか出さないか、この権限は最終的に国が握つておいでになる。

そういう意味で、私はこの法律、確かにいろいろな御工夫がありまして、地方の創意工夫ということまでできるだけやりたい、こういうお考えがにじみ出ている法案であることはわかりませう。しかし、中央集権体制という壁は決して破つていくわけではなくて、やはり最後の肝心なところは国がぎゅっと握つておる。これは今のシステムではやむを得ないのかも知れませぬ。そこで、では地方が、そういう力を握つておる、金を握つておる国とどう対抗して、本当に創意工夫をしなから自分たちの夢を実現するののかというところになりませうと、少なくとも地方に豊かな人材があれば、優秀な人材があればそれなりにはできるかも知れ

ないのではないかと、こんなふうに私は考えたわけでありました。

ところで、先日国会に出雲市長の岩國さんがおいでになりました、参考人として御発言になりました。そこである委員の質問に對しまして、これから都市計画について地方に権限をどんどん与えたいと思うけれどもどうですかという御質問がございましたら、それに対してこういう答弁がございました。今、私どもの市町村では、それだけの権限をいただいても十分こなすだけの人材がおりません、ですから私どもの市では、実は国から優秀な官僚を派遣して手伝ってもらっているのです、これはお願いしてやってもらっているのですというお話がございました。まさに今の地方自治の、人の面での実態をおっしゃっているのではないかと、これは出雲だけでは無いと思うわけでありました。そういう実態を正しく認識されて、その不足を国家公務員の優秀な人を用いることで補っておいでになるところに、岩國市長の見識があるかと思うわけでございます。

それで私は、どうしても人材を地方で持つてもらう必要があるのではないかと。リゾート法の反省の中で、金太郎あめということが言われました。どこもかしこも一緒だ。ゴルフ場、リゾートマンション、スキー場、大体それはどこにもある。どこに行っても同じようなものしかない。そういうことで今反省がされておりますが、その原因はやはりコンサルタント不足だ。どこも同じ人から意見を聞く、あるいは人がないのどこかのまねをする、これで全部金太郎あめになってしまったと言われているわけでありました。そういう意味で、民間のコンサルタントあるいは大学の先生、学者、そういう方々の力もかりなければならぬと思います。まず地方公務員の中で優秀な人に、地方の振興あるいは新しい都市づくりのための勉強をしてもらう必要があるのではないかと、思うわけでありました。

同うところ、自治大学校でそれなりことはやっておいでになるというふうに向っておりま

す。県の職員に對しては半年泊まり込みでやっている、市の職員に對しては三カ月でやっておいでになるというところでございますが、私は、もう国内だけでやっている時代ではなくて、やはり先進諸国のすばらしい都市づくりというものを実際に勉強してやる必要があるのではないかと。だから、まず地方公務員を海外に留学させるとか研修をさせるとか、あるいはさらに、例えばニューヨーク市とかシカゴ市とかベルリン市とか、そういうところへ二、三年出向してもらって、都市づくりというものをしっかり勉強してきていただく、あるいは海外の大学へ留学をしていただくということをやってみようか。また、やらなければ人材は生まれてこないのではないかと。

確かに自治大学校で随分努力はしておいでになります、期間も短いし、数もまだまだ少ないのではないかと私は思います。特に、市町村に對しては非常に不十分ではないかと思ひます。やはり人間、国内だけで見ているものと、海外へ出ていったときの視野というのはがらりと変わるわけですから。今やらなければならぬのは発想の転換でございます。その意味では、そういう観点での養成をぜひともやっていただきたい。これは自治省にお願いでございますが、自治大臣、いかがでございますでしょうか。

(古賀委員長退席、数仲委員長着席)

○紀内政府委員 幾つかの論点にわたってお答え申し上げますので、若干長くなるかもしれませんが、まず最初に、地域の活性化のために人材が不可欠の要因である、まことにおっしゃるとおりだと思います。

そのためには、まず地方公務員の能力というのが第一に問題にされるであろうということで、その点について若干申し上げますと、地方自治法が施行されてから四十年たつわけでございまして、この間に地方職員の能力というのは飛躍的に向上してきていると私は思っております。特に、先般来進めておりますと創生関連事業、これは、みずから考えみずから行う、国がこ

れを支援するという格好でございまして、要するに、自分たちの頭で考えて自分たちで汗をかき、訓練をしたわけでございまして、訓練というか、訓練が目的ではございませんけれども、結果的にはそれが非常に訓練になりまして、自分で物を考えるという習慣をつける上では力がついたと思っております。

御指摘ございましたように、自治省としても市町村の職員の研修についてはかねてから自治大学校でもやっておりますし、また市町村の共同設立に係ります市町村職員中央研修所、専任にございすけれども、そこにおきましても地域政策や町づくりなど、多くの研修科目を設けて研修を実施しております。海外研修につきましても、国際交流研修というところで自治大学校の課程にも組み込まれておりますし、新しく関西で、地域の国際化に對応できる市町村職員を養成することを目的といたしまして、市町村国際文化研修所というものを開設の準備中、現在建設中でございます。なお、地方公共団体の共同設立に係ります自治体国際化協会という法人がございすけれども、ここにおきましても、現在海外に四つの事務所を設けておりまして、そこには各地方公共団体からの職員が出向しております。また、その出向した職員がそれぞれ地にございまして、現地の地方公共団体に実際に派遣され研修を受けるという機会も設けているところでございます。

また、民間の力の活用という点にもお触れになりましたけれども、私肝心なことは、初めからコンサルタント任せではなくて、根本的な仕様というものは地方公共団体が自分の知恵でしっかり固めた上で、その仕様に基づいてコンサルタントの知恵をかり、この辺が本来のありようであろうかと思ひますけれども、必要に応じて民間のシンクタンクの活用等を図っていく必要があると思ひます。私どもの関係する団体で地域活性化センターというところがございますが、ここにおきましても地域づくりのアドバイザーの登録をやっております。これは、専門家が各専門別に登録さ

れておりまして、具体的な要望に應じてあつてを仕掛けてございます。

また、公務員だけではなくて地域における人材養成、これは非公務員の世界でございすけれども、そういうものも大事だと思ひておりまして、やはり地域活性化センターにおきまして地域リーダーの養成というものをつくっております。この連中には一定の期間集まって講義も受けさせ、あるいは現地に研修をさせ、さらには海外の見学にも行かせるというシステムをとっておりますし、また現在、全国各地におきまして地域ごとに人材養成の試みが非常に多うございす。それらについて一括して私も集めて、そのリーダーの研修もやりまして、また優秀な事例につきまして、できるだけ具体的な事例によってこれを周りに示してやることが必要でございまして、そういう工夫も凝らしているところでございす。

今後とも、人材の養成に關しましては、地方公務員の世界はもとより、地域の人材一般につきましてもその養成に努力をしまいたいと考えております。

○平田(米)委員 今ある御努力の内容についてお伺いをさせていただきますが、それがリゾート法の実施には生かされていないという結果が出ておるわけでございます。だから、過去のやり方でもまたこの拠点都市整備をやるというものは、同じような結果になるからこそ、僕はこのような新しい提案をさせていただいておるわけでありまして、やはりその辺をお答えいただきたいわけでございます。

ですから、今までやってこられた結果としてリゾート法の結果が出てきてしまっている。そうではないのだ、いや、あれは金太郎あめじゃない、大変優秀なものだというふうにお答えになるなら別でございますが、しかしそれは世論が許さないのでございす。もう現に見直しをしよという動きも行政内であるというふうに向ってもおるわけでございます。これまでそういうさ

さまざまな御努力はしておいでになりました。それは、海外に行かれたケースも若干あるというふうには伺いました。しかし、それは町づくりとかあるいは地域振興というものに限ったものではなくて、一般的な、そういう範疇ではないかというふうに思うわけですね。

そういう意味では、全市町村行っていたら必要はないと思うのです。全県行っていたら必要はないと思うのです。拠点都市整備をする、その地域の特に市町村の職員、出向されることを期待するならば県の職員、こういう方々を特に特別なプログラムで人材養成をしていただく必要があるのではないのでしょうか。それは、やはり指定をされるまでに一年ないし二年の期間はこれまでは十分とは思えませんが、これからでもすぐに考えていく必要があると思うのですが、もう一度お答えをいただけないでしょうか。

○紀内政府委員 リゾートとの関連につきまして、私の答えする限りではございませんけれども、お言葉ではございましたが、ふるさと創生の事業の成果をごらんいただきましたが、決して金太郎あめではございません。中には桃太郎も浦島太郎もいるということでございまして、必要があればその事例集などをお届けしたいと思っております。非常に百花繚乱、その地域の特性を生かしたプランができていますと私は自負しております。

なお、今後のその人材の育成につきまして、私も、大事なところは拠点都市だけではございせん。全国各地についてのやはり人材を育成する必要があると思いますので、その一環として考えてまいりたいと思っております。

○平田(米)委員 確かに一億円でいろいろなことをやられたことはあります。一億円で金塊を買ったところもあるわけではございまして、これが知恵があったのかなかったのか、いろいろな意見があるかとは思いますが、その一億円を使つてまさに自治省としては人材養成に使つてくださいという御意見ならば、今私は積極的な御意見かと思うので

すよ。そういう御趣旨なら、私は前向きな御意見だというふうに向けるわけではございますが、金を使っているんだから、後みんなが適当にやればいいんだ、また適当にやってくるんだ、それで成果が上がっているんだということならば、私はまたもう一通事例を引つ張つてきますが、リゾート法の状況はどうなんでしょうか、こういうことになつてしまふわけではございまして、やはり地方自治の弱さということ、私はそこにあると思うのですよ。

先ほど自治大臣は、前の委員の質問の中で、地方自治ももつと自治というものを訓練しなければいけないというふうにおっしゃいました。それだけまだ弱い自治なわけですね。か弱くしてきたという事実もあるわけではございまして、そこで、ここで拠点都市整備法をつくつて、もつと知恵を出せ、力を出せと急に言われても、自治体は困つてしまふわけではございまして、それはいろいろな手を差し伸べるのが国側の、特に自治省の責任ではないか、私はこう思うのです。それでですから、このような御提案、私は何もこの提案に拘束していただく必要はありませんが、拠点都市整備を本気でやるんだらば、金も力も国が握つていられるんだらば、優秀な人は地方に出しますよ、養成については私たちはしっかりサポートしますよ、ということ、責任を持って言つていただきたい、こんなふうにするのです。もう一度どうですか。

○塩川国務大臣 これはいい提案だと私もさつきから聞いておりますが、おっしゃるようによ今自治体の弱いのは人材なんです。財政の基盤も、これでやつと収入構造が変わつてきましたし、また、地盤も固まつてまいりました。

ところで、人材について全国一律、地方公務員も中央公務員も月給は同じなんです。ほとんど、そのなかの、なぜそれじゃそんなに能力の差があるのかというところなんです。私は能力の差ではなくて、いわばなされてきた、習慣が違つてきておると思うのです。それは何かといつたら、この委員会ではしつちゅう言つておりますよ

に、今までの地方自治体というのは本当に完全な自治なのかといつたら、そうじゃなくて、中央の下請機関の中で下請企業としてなされてきたのです。ところが、先ほど紀内行政局長が言いましたように、一億創生事業からふるさとづくりをやつて、自分から考えてやれるということが、それが一つのきっかけになりまして、私は芽生えが出てきた段階だと思つてます。ですから、これから数年の間、あるいは十数年になるかも知れませんが、その間に私は地方公務員のいわば資質と、それからそういう習慣なんかも変わつてくるのじゃないか、変えていかなければいかぬ、こう思つております。

そういうことを考えますならば、その刺激をどうしてやるか。先ほども中沢さんの質問に私答えしましたように、一部事務組合ができますと、中央の職員あるいは地方の職員が交流してそこで仕事をできるような、そういうことを各地方庁に協力をお願いしようと思つておりました。そういうことから中央と地方の交流が始まりまして、そのおのづから勉強とか、視野も変わつてくると思ひます。思考方法も変わつてくると思ひますので、そういうことをして絶えず訓練を積み重ねていかなければ、なかなか容易なことじゃないと思ひますけれども、努力は重ねていきたいと思います。

○紀内政府委員 先ほど出雲市の例でお示しになりましたけれども、確かに市町村の職員の場合には、特定の専門分野については必ずしも十分ではないところが目につきます。都道府県の場合には、これは職員の能力の問題というよりは、専門分化しているという機構によつて訓練されたということもございまして、都道府県の場合には市町村に比べてはるかに専門分野に精通しているわけではございまして、したがつて、今回の拠点法におきましては第九条という規定がございまして、九条の規定によりまして、市町村が一部事務組合をつくつてやる場合に、一部事務組合の管理者が知事に対して職員の派遣を求めたときには、

求めを受けた知事が「適任と認める職員を派遣するよう努める」という規定を置いておられます。それにも配慮を加えていこうとございまして、なかなか前に進まないわけではございまして、しかし、大臣からその提案はなかなかいい提案だというふうには先ほど言つていただきましたので、きょうは前向きな答弁をいただけないのかもしませんが、ぜひお考えをいただいて実現していただきたいと思います。

同時に、地方公務員の海外研修、留学と同時に、自治大臣もおっしゃいましたが、これから国家公務員と地方公務員の交流をするんだという話もございまして、国家公務員の海外研修というのはどうなつておるのかというふうには伺いました。大変少ないというふうには伺つたわけではございまして、私は、やはり人材不足を補うには、国家公務員がこの拠点都市整備をする市町村に人材派遣をされて、出向をしてその能力を発揮される必要がどうしてもあるのではないかとこのように思つております。これがまた国の締めつけに使われると困るわけではございますが、人材として自由によつていただく分には非常にいいことではないかというふうには思つております。この国家公務員そのものも、日本の艘だけで考えているならば、やはり新しい発想、二十一世紀の発想を私は十分できないと思つておるのです。

そういう意味で、拠点都市に派遣をしていただけるならば、またぜひしていただきたいわけではございますが、これは建設省からも通産省からも人材を送つていただきたいたいでございまして、そのためにはそういう人材の養成のために、私は地方公務員の養成の例で申し上げたような、海外留学とか海外出向とか研修というようなものを国家公務員にもぜひやっていただいて、そして地方拠点整備の力に、人材にしたいだいたい、こんなふうには思つておりますが、いかがでございませうか。これは建設大臣、通産大臣で答えていただければと思つております。

ではないかというふうに思うわけでございます。そして、このような考え方はぜひ基本方針に入れたいただきたい、こんなふうに思うわけでございますが、それぞれ農水大臣、建設大臣から御答弁をいただければと思います。

○田名部国務大臣 お話のように、いろいろと言われていると思いますが、県がどういふところに都市を設定しようとおるか、これが定かでない。既存の市で大きくしようというところもあるでしょうし、その場合は大体地方の都市は道路は非常に狭い、そういう問題があります。そういうところにあるいは県によって、バランス上この地域がよいというところも出てくるかもしれません。大きな市はないけれども小さな市であるかもしれないという場合には、相当農地の転用という問題が出てくるだろうと思います。ですから、結果は出てみないとわかりませんが、いずれにしても今おっしゃるように、基本方針によつては環境というのをきちっとたててありますので、環境を十分維持をして、従来のような鉄筋コンクリートで囲まれたような都市ではなくて、地方にふさわしいそういう都市をつくっていくべきではないのかという気持はいたしております。したがって、計画の段階でもそういうふうにならざるを得ないが特徴あつていいと思うのです。

リゾート法のこともお話しになりましたが、何でもゴルフ場とスキー場ではなくて、どういう人を対象にそこに住まわして、どういふことの工場をつくるか、企業をつくるか、持ってくるかといういろいろな中で一つの構想を練っていただきたい。それに対して私たちは、優良農地は基本としては残したい、それも十分協議をして、そういうことは残した中で、自然の環境というものをうまく残しながら、田園都市でもつくるといふような発想でも結構でありますから、そういうすばらしい、今までない都市をつくって、ゆとりのある、潤いのある、そういうものをつくっていただきたいというふうに思っております。

○山崎国務大臣 先生は農地を生産手段のカテゴリーに入れられたわけでございますが、生産緑地という言葉がございまして、農地は緑地としての一面も持っております。環境としての一面を持っていると思います。したがって、その環境を守るといふことにつきましても配慮しなければならぬ規定がございまして、この十七条では農林漁業の調整規定が第一項に置いてございまして、それは、生産手段としての見地から置かれていて規定だと思ひますが、同時に自然環境の一部でもあると思ひますが、その調整が一つございまして、それからもう一つは、せっかく拠点都市地域を整備いたします際に、産業業務施設がやってきたときには、農地の転用に際してこれまた配慮しなければならぬという規定が後段にあるわけでございまして、この規定を円滑に運用いたしまして、拠点都市地域の整備が、環境に配慮しつつこれからうまく行われていきますように努めてまいりたいと思ひます。

○平田(米)委員 時間が参りました、これで終わります。幾つか質問ができなくて申しわけなく思っております。

大委員長、ありがとうございます。

○藪仲委員長 以上で平田米男君の質問を終わります。

次に、吉井英勝君。

○吉井(英)委員 政府は、今回の法案は地方の自主性、創意性の尊重をするものという説明をしておられますが、ところで、そういう点で早速伺っていただきたいのですが、地域指定それから計画策定に当たって、地域住民の意見を酌み上げるシステムがどのようになっているかという点が一つ問題だと思ひます。今回の法案で見えてまいりますと、都道府県知事の地方拠点都市地域の指定、それからもう一つは関係市町村の基本計画策定という面では、実は地方議会の関与が外れているわけですね。

まず最初に、そこで伺いたいのは、なぜ地方議会の関与を外しているのかということを知りたいと思ひます。

(藪仲委員長退席、古賀委員長着席)

○塩川国務大臣 地方議会の関与を外してありません。当然計画を策定する場合に、その計画案につきましても議会の承認が必要でございまして、これは出てこないのです。これは後はまた少し触れていきます。

昨日、我が党の小沢和秋委員より、新産都建設促進法などにつくられた工業都市等の問題について総合的な指摘が行われました。私自身、大阪における堺北コンビナートの問題などについて検討等を従来からやっておりますが、大分水島その他コンビナート造成が行われて、地方自治体財政とか地域産業、あるいは環境を初めとする住民の暮らしにどんな問題をもたらしたかという点については大いに論じたいわけでありまして、きょうは時間も余りありませんから省略しておきたいと思ひます。

ただ、いろいろ問題が指摘をされてきましたこの新産都法ですね、この新産都法でさえ、ここに持つてきておりますが第二項で、区域指定の申請に当たって、まず申請については「都道府県の議会の議決を」、要する、「協議については当該市町村の議会の議決を経なければならない。」新産都法の場合は、議会の関与ということ、議会の議決というのをちゃんと明確にしているわけですね。今回のこの法律では、実は議会の関与というのは外れているわけなんです。それは一体なぜなのかということを知りたいのです。

○塩川国務大臣 この基本計画をまとめます段階におきましては、これは地方自治法の第二条第五項に基づくとこの基本構想に即したものでなければならぬ、こういう規定がございまして、それに基づいての計画を策定するものでございまして、それから、当然その段階において地方自治体が関与しておる、議会が関与しておる、こういう解釈であり

ます。

○吉井(英)委員 今おっしゃった点については、地方自治体の総合基本計画の問題なんですね。法案の第六項五項のところですね。これは「基本構想到に即したものでなければならぬ。」と書いてあるのですが、問題は、即しているか即していないかどかが判断するのかわからないことが出てくるのです。議会が関与するということになりますと、確かに即したものの計画をつくっていくということと関与できるわけなんです、これは議会の関与なしに理事者の判断でということになりますと、これはやはりあくまでもそれは市町村における総合基本計画なり基本構想の段階での話であつて、本法に基づく地域指定については関与するということにはならないわけです。この点、だれが判断するわけですか。

○小島政府委員 お答え申し上げます。

お話のように、新産法では区域の指定等につきまして議会が関与していることはそのとおりでございます。ただ、新産法と本法との大きな違いというのは、今までもある述べてまいりましたように、この法律というものは、その目的にもございまして、地域における創意工夫を生かして地方の自立的成長を促進する、こういうことがこの法案の主眼でございまして、そして、地域の指定につきましても、都道府県の実情に最も通じております市町村と協議の上で御判断をいただく、こういうことになっておるわけでございまして、この知事あるいは市町村、こういうところの市町村長さんの適切な判断によりまして、住民の意向の反映等は十分行われるんじゃないか。それと同時に、やはりいろいろな地域地域がございまして、御指摘のような趣旨は、それぞれの地域地域が生かしてやっていくべきである、かように考えております。

○吉井(英)委員 今のお話を聞いてみると、かつてのコンビナートの造成だつて、それぞれの地域のことを一番よく知っている知事が、計画も立て

れば進めていったわけですね。しかし、それが実は地場産業と切り離されたものであって、必ずしも地域経済の発展にとってプラスにならなかった地域もあったし、それから公害その他の環境問題も生み出してしまったということで、まさに住民の声をどう反映するか、住民の代表である議会の関与を含めて、そういう声をどう吸い上げていくかということが一番問題なのに、そういう経験が踏まえていないということには私は問題だと思ふのです。よく知っている知事が判断するからということがあるんですが、結局、基本構想に則したものと言いながら、則しているかどうかの判断は、今のお話だったら知事が判断するという事になっていくのです。

実は私は、具体の例をちょっと見ておきたいと思ふのですが、リゾート開発についてはまた後ほど触れますけれども、リゾート開発の手法として、理事者の方で要綱をつくって、それで議会が議決した基本構想に反する策定をした例もやはりあるわけなんです。例えば長野市の基本構想及び基本計画では、飯綱東高原は自然環境地域として決めて、自然に親しむゾーン重点地区とされていたわけなんです。ところが市当局の作成した要綱では、今度はゴルフ場の造成可能な文化、スポーツ、レクリエーションゾーンに改変されているのです。ですから、基本計画があつて、それに則したものであつたということも含めてそこに議会の議決を得る、法律上きつとすることをうたうことが私は非常に大事なことだと思ふのです。今の答弁はちょっとおかしいんじゃないですか。

○紀内政府委員 ただいまの御質問は基本計画の方のお話であつたかと思ひますが、長野市の例は私は細かくは存じませんが、基本計画につきましても、先ほど私どもが大臣から答え申し上げましたように、基本構想に則してということになっております。

それで、基本構想に則してということは、おっしゃる通りに実質上理事者が判断することになりますけれども、しかし実際には基本計画そのものの

は、例えば一部事務組合の場合に、一部事務組合にも御案内のように議会が置かれていくわけでございます。その基本計画そのものが一部事務組合の議会の議決事項にはなっておりませんけれども、計画を策定するに当たって、関連予算を通じて議論は当然そこで行われる。それで、基本構想との整合等についてもその場で議論をされるもの、このように承知しております。

○吉井(英)委員 ですから私も、多分一部事務組合を挙げられると思つたのです。あくまでもそれは一部事務組合の話であつて、組合には事務組合の議会を設けます。ところが、その事務組合議会の議決を要するということに法律上なっていないのです。今おっしゃつたとおりです。ですから、基本構想に則してといつても、則しているかどうかの判断というのは理事者側の判断にゆだねられてしまつて、文字どおり住民の総意を酌み上げてやっていかなければいけないというのが、これまでのいろいろな法律でやってきた町づくりなんかのいわば教訓として出てきている問題だと思ふのですが、それを踏まえたものになつていないということが一つの大きな問題点だと私は思ふのです。

国土庁の方で、これは四月十七日付の日経でも紹介され、私の部屋でもレクをいただきました。四月の二十三日からですか、リゾート法見直し研究会というのを発表されるのです。このリゾート法見直し研究会の内容を聞かせてもらつたところによると、環境破壊、それからどの計画も金太郎あめであつた、三つ目には企業中心で地元を根差した計画でなかつた、そういう点を大きな反省材料として、それで見直しをやるんだというわけですね。

その地域の歴史とか自然環境であるとか地場産業とか地域住民の願いとか、そういうものから遊離してしまつて、どの計画もゴルフ場、それからスキー場かマリンスポーツ、それからリゾートマンション、ホテル、いわゆるこの三点セットと呼ばれるものでやつてきて、民間企業が全国的に展

開している観光レジャー開発をそのまま受け入れたようなリゾート開発のやり方、これはもうだめだというのが今の到達点じゃないかと思ふのです。つまり、地域住民が納得したものになつていない、あるいは地域住民の暮らしをよくすることにつながるものでもない。それがリゾート法を實際やってみて、多くのところで問題が出てきて、だからこそ日弁連はリゾート法廃止を決議しましたし、今回、国も研究会をつくつて今見直しにしようと思つておられるわけです。

ところで、このリゾート法の場合、この法律の決定のところを見てもどういふふうになつていくかというところ、リゾート法では、都道府県は基本構想の作成等について関係市町村に協議ということになつて、前の新産都法なんかと違つて、この場合には議会の決議をすばつと抜いているのです。つまり、住民の総意を酌み取るとか議会の意思を酌み取るというシステムをつくらないままやつてしまつて、今日こういう問題が出ていふふうになるわけですね。けさほど来、リゾート法の問題についていろいろの御意見があらました。そういう点は多くの論者の論点、議論する角度はそれぞれあるにしても、やはり今そこが問題になつておられるところなんです。

だからこそ、議会の関与抜きでやつて、そして地権者にも十分知らされない、後から議会が知らされて、それに関連する予算を賛成するか反対するかだけの議論だ。そういう中で、結局、地権者の同意も得られない、計画修正や見直しに追い込まれるという、事実上凍結や廃止が今うんとふえているのが現状だと思ふのです。ですから、住民の総意なり納得を得るといふ姿勢をとること、それから地方議会での議決をきつちり得るようになるという、こういうルールをつくるということになつておられると思ふわけです。

最悪の例だけ一つ挙げておきますと、岡山県のチボリ公園の誘致の問題です。これなんかも、市長が市民と議会に内容を知らせないで進めてし

まった。計画推進の中心が知事と民間会社の社長ということが明らかになつて、知事が議会から告発されるといふ事態も生まれておられます。だから、やはり自治体議会の議決を得るといふルールの確立、このことを法律にきつちり明記するということが必要だと私は思ふのですが、改めてこの明記する問題について伺いたいと思ひます。

○紀内政府委員 地域の指定に關しましては知事の権限とされ、それで基本計画の策定は市町村が共同して行ふ。いずれの場合にも、現在準備しております法案の中では、県議会の議決なりあるいは市町村議会の議決なりを必要とするようにはしてあります。その理由は、先ほど申し上げた通りでございます。実際に地域の指定なりあるいは計画の策定に当たつて、民意を反映させるための具体的な手法としては、それぞれ知事なり関係市町村の手によつていろいろ工夫があつてしかるべきか、このように考えております。

○吉井(英)委員 住民の声を率直に聞こうと思つたら、議会にかけられるようにすれば一番いいじゃないですか。さっきも言いましたように、リゾート法の場合は、都道府県は市町村と協議という書き方ですね。それから新産都法の場合は、知事は申請については都道府県議会の議決を得る、協議は市町村議会の議決を得る、知事はいづれにしても地方議会の議決を得るといふ形を法律上とつておられるのです。

今回の拠点都市法の場合は、「知事は」という部分は新産都法と同じ書き出しなのですが、最後の部分はリゾート法と同じ協議というところで終わつておられるのです。法律の立て方としても非常にばらばらなんです。新産都法のように「知事は」と入れれば、議会の議決を得るといふことで、さっき申し上げましたようなこれまでの経験、経過を踏まえても、私は議会の議決を得るといふことを法律上きつちり明記して、やはりそういうシステムとして組み立てていくということが大事だと思ふのですが、これは大臣、どうですかね、やはり法律としてはそういうふうにするべき

じやありませんか。

○塩川 閣務大臣 基本計画をつくり出すときには、その地域におきまことの構想等は既に議会といる協賛してやっておりますので、だから中身をわきまえての首長同士の協議であるから、大してそこを来すようなことはないだろうと私は思っております。

○吉井(英)委員 えらい議会決議にこだわっていらっしゃるみたいですが、先ほど私長野の例を挙げました。市の方が総合基本計画をつくっても理事者の側がそれと違った要綱をつくって、基本計画では自然に親しむゾーン、重点地区と、こういうふうに基本計画でうたつておいても、要綱に基づいて出てきたものが、ゴルフ場造成可能な文化、スポーツ、レクリエーションゾーンということに改変されてしまつておつたということ、実はここではそういう要請書が上がつてきたり、議会で問題になっているのです。だから、基本計画と違ふものになる場合もあるわけですから、議論する場が全然ないですね。決めてしまつてから予算措置の段階で問題が起つたり、リゾートで問題になつていふように地権者との間でもめたりとか、そんな計画全然知らされていなかったとか、こういうことも従来出ていたわけですから、ですから、やはりルールとして、新産都法のように「知事は」といふなら、それは議会の議決を得てという部分があるわけですから、それをルールとして確立するぐらいのことは考えたいといふ私は思ふのですが、この点もう一回聞いておきたいと思ひます。

○塩川 閣務大臣 先ほど申しましたように、基本構想のところ十分だと私は思つております。○吉井(英)委員 次の問題に移つておきたいと思ひますが、東京一極集中の是正、過密過疎の是正の問題です。地方は何を求めているのかという点で、実はこれは九一年四月二十六日付の報道ですが、ですから二十五日にまとめられたものですが、PH P総合研究所の自治体アンケートのまとめといふ

のが出ております。その中では、東京一極集中の解決策として、遷都など首都機能を移転するよりも地方への権限移譲を重視してもらいたいとする自治体が六七・六六、三分の二を占めている、こういうふうで紹介されておりますが、こういう地方の考え方について、国土庁長官なり自治大臣、この結果をどういふふうにか考えられますか。

○紀内 政府委員 具体的にお示しになりましたものを私ちよつと目にしておりませんが、地方への権限移譲につきましても、私どもかねてからいろいろと腐心を重ねているわけでございますけれども、地方公共団体の要望の練までにはなかなか至らない現状にあることは事実でございます。今までも行革審なり地方制度調査会において、具体的な項目を示して地方への権限移譲が進められてまいりました。具体的には、昭和五十八年以来一括法を四回変えておりますし、またその後、毎年度、毎年度におきまして、国会に提案されてきた法律等の制定、改廃、その都度にも地方にできるだけ権限を移譲するように努力をしておりますけれども、まだ十分な点がございまして、今後とも努力を重ねてまいりたいと考えております。

○吉井(英)委員 まず、一極集中の是正などを考えたときに、地方にもっと思ひ切つて権限を移譲することが大事だといふことが地方の側からの意見として出ていふことは、非常に大事な点だと思ふのです。そこで、私はこれに関連して少し伺つておきたいのですが、昨年の夏に通産省の方は、産業業務機能再配置促進法案といふのを考えられました。それから建設省の方は、地方拠点開発特別措置法案といふのを検討しておられます。自治省は、中核行政圏構想の検討をやつています。国土庁は、国土庁でまたいろいろお考えなんです。それらをいろいろ省庁ごとに出して今回の法律になつていふのどういふことかと思ふのです。一方、こういうことに対してジャーナリズムの側からの批判的見解も示されております。それはいろいろ皆さん方も見ていらつしやうと思ふので

すが、例えば昨年九月二十二日の「地方都市を活性化する道」ということで、これは日経が論じているものですが、ちよつと紹介しておきますと、各省庁が地方都市を活性化するための政策を次々に打ち出しているのが、国主導の活性化には限界があり、発想を切りかえて、地方が自主的に都市づくりに取り組める環境を整えることが先決だとして、建設、通産、国土、自治省のそれぞれの計画等を紹介しながら、「国が様々なモデル事業を用意し、自治体はその指定を受けるために霞が関に陳情を繰り返すことで地方都市は活性化するのであるか。地域の自立と主体性が叫ばれながら、テクノポリスやリゾート法の基本構想の承認など地域振興政策の多くがこのパターンで進んでいる。いま、地方都市に必要なことは、国の施策をそのまま受け入れることではない。自分たちの都市の将来像を自らの手で描き、施策として実現させていくことである。それによって、それぞれの風土に根ざした個性豊かな都市が実現する。」国は、指定合戦を誘発するようなモデル事業を用意するより、地方都市の自立と個性的な地域づくりの助けに力を入れるべきである。それには、都市が自由に使える財源を増やしたい。」

また、財源移譲の問題とか許認可権限の大幅移譲の問題などをマスコミも論じているわけでありすが、これはかなり当を得た部分があると思ふのですが、それはかなり年々、各法案の検討や打ち出しをされた大臣として、この辺の指摘についてはどのように考えられて、どうは正を進めていこうとお考へになつていらつしやうか。この辺、それぞれの大臣からでも結構です。どなたか代表してでも結構ですが、いかがでしょうか。

○市川 政府委員 建設省におきましては、地方拠点都市開発構想というものを平成四年度の重点施策として提起しておりました。それから、関係省庁におきまして、ただいま御指摘がございまして、たように、それぞれいろいろな角度で御提案がございまして、今回の法案提出までの過程で、最終的に六省庁の構想を集成した形になつたわけでございます。

その中で私も一番重点を置きました一つが、ただいま先生の方からお尋ねのあった点ではないかと思つてございまして、すなわち今までのものは、新産・工特等にいたしまして、その地域開発の方向みたいなもの、姿かたちといったものがある程度法律の段階で示されておるわけでございますけれども、今回の地方拠点都市地域開発構想は、その都市あるいはその地域がどういった形になるかということ、もう本当に地方の自主性、創意工夫に任せるという形にしたいといふこととございまして、とにかくその都市、その周辺の市町村を含めまして都市地域がきちつと整備され育成されていく形で、その地域全体の自立的成長が高まるというところに主眼を置いて、国は具体的な計画には足を踏み込まない、計画は市町村が主体となつてつくつていただく、それに対して国は各種の支援措置を講ずる。

したがうして、でさう上の姿は、それぞれ市町村におきまして創意工夫を凝らして、それぞれの自然とか歴史とか、そういった特性に応じたいろいろな形があると思ひますので、そういう方向で頑張つていただきたい、それに対して我々も全面的に応援する、そういうところでございまして。私どももいたしましては、そういう意味での創意工夫を十分生かした法案を考えたいと思ひます。

○吉井(英)委員 私は少し具体的に、もう少しこの点について伺つておきたいと思ふのです。時間が大分たつてまいりましたので、せつかく総務庁には来ていただいておりますが、総務庁からいただいている資料について、権限移譲とか自由に使へる財源をふやす問題について、マスコミなども指摘しているわけですが、この権限移譲に関しては、特に総務庁の方でまとめられたものは、前回第二回と今回と比べて、国の関与省庁別事項といふことで調べたものによりまして、実は農水省が十一件ふえ、建設省が十二件ふえてい

る。つまり権限移譲を言っている時代に、関与することがますますふえていくのが、一つは建設省がそのことに当たっているわけですね。きょうは建設大臣の方から、この関与を減らす、そういう立場に立って進められるかどうかということをお伺いしたいと思います。

もう一つは自治大臣に伺っておきたいのですが、先ほどの指摘にもありました、権限移譲とともに自由に使える財源をふやすということですね。大きく言って二つの点が論じられていると思うのですが、自由に使える財源をどのようにふやすかという点で、これは地方自治体があることを求めているわけですが、自治大臣としての考え方というものを伺いたいと思うのです。

○市川政府委員 まず第一点といたしましては、今回の法案の策定に当たりまして、再三御答弁申し上げておりますように、国の関与を極力少なくしたということは、私どももいたしまして一つの施策スキームをつくる際における権限移譲の一つではないかというふうに思っております。

それから、一般的な行政の進行の中で権限移譲問題につきましては、現在行革審でもいろいろ議論されておりますが、私どもも今まで必ずしも十分ではないかもしれませんが、いろいろな角度から、例えば私自身が直接所管しております都市計画行政等につきましても、できる限りの権限移譲を図ってきたつもりでございます。今後とも、そういった方向でいろいろと検討していく必要があるという認識を、建設省としては持っている次第でございます。

○紀内政府委員 地方への財源移譲につきましては、まず地方公共団体が自由に使える財源をしっかりと確保するという意味で、交付税を絶対的に確保するということが必要であるかと思えます。その場合には、やはり現実を生じている地方の行政需要というものを的確に財政需要としてとらえることが肝心であろうかというふうに思っております。また、そのようにして確保した財源につき

まして、自由に使えるような仕組みを導入することと必要だと考えておられて、ふるさと創生以来、今回の拠点法の整備に当たりまして、もうしたいと思っておりますけれども、地方の創意工夫に基づくものに地方債、交付税を使って支援をしていく、こういうスタイルをとっていききたいと思っております。

また、具体的に財源移譲そのものについて今申し上げますと、国庫補助負担金につきましては整理合理化の一環として、やはりそれは個々の補助負担金ごとに議論をしないけれども、国庫補助も、国の責任の度合いであるとか地方への同化定着の度合いであるとか、あるいはその奨励目的を達したかというようなことを勘案しながら、関係省庁の理解と協力を得ながら一般財源化等にも努めてまいりたい、このように考えております。

○吉井(孝)委員 もうこれで終わりにしたいと思っております。

地方振興で、やはりこれまでの地方自治体における取り組みを見ておられて、うまくいったところというのは、工特法、新産業都市法、工業再配置法とかテクノポリス法、リゾート法とか、いろいろなのときそのときの法律に余り振り回されないで、地方の特性をよく生かして、住民と一体となって進めてきたところがうまくいっているというものがこれまでの教訓だと思っております。その点で、塩川大臣もトップダウン方式じゃなくてという指摘をなさばどう思われますか、まさにそういう住民の声をどう結集するか、反映するかという点で、これはやはり自治体議会の役割が一つは非常に大事だと思えます。

それから、自由に使える財源をふやすことと権限移譲とか、局長の方から御答弁ありましたけれども、実際それを本場に大臣として相当な決意を持って進めていただくことなしには、地方自治体の自主性とか独立性をバックアップしていくことにはならない。それがやはり今日の一極集中等を生み出している問題ですから、私は、そういった問題の是正が今本場に必要になってきてい

るんだ、このことを指摘して、時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。

○古賀委員長 次に、柳田検君。

○柳田委員 まず、国土庁長官にお尋ねをしたいと思いますが、この法案による施策と従来の地方振興施策との相違についてお尋ねをしたいと思

います。本法案と同じように、地方に拠点となる地域を定め整備を行うという地方振興策、今までいろいろと出てまいりました。新産業都市、工業整備特別地域、テクノポリス、振興拠点地域制度、いろいろと何度となく行われてきたわけでありまして、けれども、これらの多くは、大分時間がたった後でもなかなかという成果を上げていないのではないかなという気がいたします。特に、人口が減少した都道府県、平成二年度の国勢調査では十八都道府県へと拡大をしておるというののも一つのあらわれではないかと思っております。そう考えますと、この法案も従来の施策と同じようになるのではないかと。

いろいろと指摘をされておるわけでありましてけれども、先週の十五日の委員会審議の中で、国土庁長官は、今度は違うというふうに断言をされました。この発言に対して、私は、長官みずから過去の地方振興策の失敗をお認めになったということと申すつもりは毛頭ありません。逆に私は、本法案による施策が地方の活性化に多大の貢献をなしてくれるものとひとそかに期待をしておる者の一人であります。しかし、国土庁長官のように、今度は違うと断言される、その根拠がまだそう理解が行き届かないというの私の感じであるわけでありまして、この法案による施策が何年かやってみて従来の施策と同じようにやはりうまくいかなかった、そしてまた新しい地方振興法案が提出されて、そのときも国会で今度は違うというののありはしないかなという危惧がなきにしもあらずであります。何年か先でありますので、今の長官がそのときも長官であるということは言い切れないかと思ひますし、もしかしら我が党の議員が長

官をされているかも知れませんが、とにかくこの法案に地方は大部分を託しておるわけでありまして、何とかして成功していただきたいものだと思っております。

その意味で、まず国土庁長官、今度は違うと言ったその自信の裏づけ、そして決意をまずお聞かせ願いたいと思ひます。

○東家国務大臣 今日の若者が地方からどんどん都会に集中する、若者不在の高齢化社会の地方を憂うとき、これはやはり一極集中を是正して地方に活性化をもたらそうということは、先ほども答弁の中に申し上げましたが、各関係省庁、もちろん協議官庁も含めて役所の皆さん方が一緒にやるという土台をつくったんだ。そして、今それだけの構想に基づいて法案をお願いしているわけですから、これは私の決意というものは、あくまでも各省庁の担当する皆さん方が、国民の本来に期待する今の法律であるという、すべての皆さん方がそのまなざしで見えておられますよ、その決意を各省庁の関係者の皆さん方がありと、今日まで至る協議の中に私は受けとめてきておりますので、今度は絶対に間違いなく私は施策が講じられ、そして地方の皆さんの自主性を尊重しながら、お互いに協議しながら今後の推進を図るならば、必ずやいけるものと確信をしております。このことを、役所の皆さんの姿勢に対し、私はそういうことを断言してもいいのではないだろうかというふうに考えております。

○柳田委員 大変力強い決意をお聞かせ願ひまして、やはりこれでどうにかなるなというひそかな期待も、物になるような気がいたしております。ぜひとも頑張ってくださいたいと思ひたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、拠点都市地域の指定及びその際の県内のバランスについてお尋ねをしたいと思います。昭和四十四年から広域市町村圏というのが設定され、現在まで大都市圏で二十四圏域、大都市圏以外で三百三十六圏域の圏域数が指定されておる

ども、この法案によりまして拠点都市地域が指定されます。そうなりますと、その市だけではなくて周りの町村も入ってくる。そうなりますと、その町村というのは大体において農業とか漁業が中心の産業になるわけであります。

この法案ができませんと、さらにこの拠点都市地域内といいますがその近隣も含めまして、農林漁業の衰退がひどくなるのではないかと、あるいは危険性もあるのではないかと、あるいは思うのですが、先週十五日の委員会の審議の中で、農水省が本法案に加わった理由として、若者の農村定住対策としては農村の近辺に魅力ある都市があることが必要ということ、御答弁がありました。なるほどそういうふうにも考えられるわけであります。

しかし、先ほど申しましたように、やはり都市に出てサラリーマンをすれば収入も多くなるし、週休二日もあるし、結婚もしやすくなるというところで、若い人がどんどん出ていってさらに周りの町村が厳しくなるのではないかな、そういう危惧を持っているわけでありますが、この拠点都市地域及びその周辺地域における農林漁業との調和について、この法案の取りまとめである建設省としてどのようにお考えなのか、お答えを願いたいと思います。

○山崎国務大臣 本法案には第十七条の規定がございます。拠点都市地域の整備に当たり農山村の整備の促進、農林漁業との調和に関する配慮規定があるわけがございます。この規定を十分尊重いたしまして、周辺の農林漁業の衰退を来さないようにいたしたいと考えております。

これは農水大臣からお答えが既にありましたところでございますが、第二種兼業農家が九〇%以上に及んでおる現況にかんがみまして、農業地域の周辺に拠点都市地域ができて、そこに産業業務機能が配置せられるということは、かえって農業における若者の定着に資するものである、こういう御答弁を、昨日でございましたが、田名部農水大臣の答弁の中に私はここで拝聴しておったわけでございますが、私もそのように考えております。

平成四年五月十二日印刷

ます。

○柳田委員 農業の一番大きな問題は後継者難だといふふう聞いておるわけでありますが、これが進みまして、若者が日ごろはほとんどが会社に行っている、農業者の方はお父さん、お母さんが仕事をなさる、大変高齢化されていると聞き、これがどんどん進んでいきましたと、通常畑、田んぼを見る人がいなくなると、若者の仕事場は都市ということになれば、そういうふうな考えていきますと、将来厳しくなるのではないかなと思うのですが、農水大臣いかがでしょうか。

○田名部国務大臣 傾向としては、東京から地方に移転をしていただくことも大事であります。しかし、今私の方から見ますと、都市に出ないようになり、今どうするかということ、頭がいっぱいでありまして、今建設大臣お話しのように、厳密に言うところと一六%が専業農家であとは一種・二種なんですね。したがって、今のままでいきますと、私も規模を拡大して、そして他産業並みの農業を目指そうという部分と、そうでないところが出てきます。そうでない方の人が都会に出ていかれると夫婦で行きますから、お年寄りが残るといふことにもなるし、そういうことを防止するためにも、職場があつてそちらで収入を得ながら農業もやるといふ人があつて、初めてこの農村、農村に定住ということが見込まれるわけですね。

ですから、この法律というものは、拠点都市といふものは一体となって整備されていなければならぬといふふうには私も考えておるの、そのところなんですね。ですから、いづれにいたしましても、定住あるいは活性化、都会から来る人たちが自然と環境を生かしながら農村地帯に住んでも、通うにはそう遠くないという部分もありますので、そういうところはいろいろと創意工夫を凝らしながら、あくまでもその県の知事がどこをやるかというところではあります。そういうものは近辺にあるわけでありまして、やはりそこが一体となって活性化をしていくことに配慮

平成四年五月十三日発行

しながら進めていかなければならぬ、こう思っております。

○柳田委員 大変厳しい道のりだと思ふのですけれども、個人的には評価をしている一人でありまして、頑張っていたかと思ひます。

○古賀委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。

午後五時九分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局